

あろうということで、それをメモにいたしましたて、十一月の十四日と思いますが、こちらから質問したい事項をメモにいたしましてお渡しをしました。

その後上京を引き続き促しておつたわけあります、十一月十八日に再び地元で記者会見をされまして、そして眞実は二十一日の衆議院の証人喚問に応じてそのときに自分から申し上げる、こういうことでございました。そこでほとんど重要な点については御質問をいただき、答えられたと、こう思っております。ただ、その後もまだ申し落としたという点があるならば、あらゆる機会に公表してもらいたいということを伝えておるわけでございまして、したがつて、その質問事項について直接答えておるという事実は現在までございません。

○久保宣君 文部大臣は高石さんとの問題が明るみに出てからお会いになりましたか。

○國務大臣(中島源太郎君) 実際申し上げまして、この問題が出てからというのは、十一月三日以降直接お会いしておりません。

○久保宣君 文部大臣は高石さんとの問題が明るみに出てからお会いになりましたか。あなたが直接、たとえそれは私の文書であっても、文部大臣が送られたものに、前次官が文部行政全体に大きな問題を引き起こすようなことをやつておつて、返事もしない。あなたのところにそのことについて説明のために訪れもしないなどということは、これは非常にけしからぬ話だと私は思いますよ。

それで、十一月三日に本人が妻がやつたというその話をされる前にも、文部省は何回か本人に対して問題はないんでしょうかななどということをおやりになつたというふうに聞いておりますが、そういう事実がありますか。

○政府委員(加戸守行君) いろいろな情報が流れております、高石前次官が株を購入したのではないかというようなうわさ等がございまして、私の記憶では多分三回だつたと思ひますけれども、

その事実確認をさせていただきまして、その時点ではそのような事実はない、大丈夫だというようなお返事はいただいたとすることはござります。

○久保宣君 文部省としては、いろいろ心配をされておつたからこそ聞かれたんじやないですか。

何にもないところにそういうことを問い合わせるということは、今度は逆に非常に失敬なことです。

○久保宣君 文部省としては、いろいろ心配をされておつたからこそ聞かれたんじやないですか。

何にもないところにそういうことを問い合わせるということは、文部省としてもどうも心中穏やかでないものがあつたから、恐れながらといふことで前のあなたの上司に対するお聞きであります。それだから、そういうことをわざわざお聞きになるということは、文部省としてもどうも心中穏やかでないものがあつたから、恐れながらといふことで前のあなたの上司に対するお聞きであります。それだから、そういうことをわざわざお聞きであります。大体文部省が、妻がやつたとかいうような発表があつたときに、それからまた文部省が事前に聞かれて、呵々大笑して大丈夫だと本人が言つたというようなことを新聞にも書いてあります。

○久保宣君 文部省の次官室でいわゆるサラ金会社、ファーストファイナンスの小林社長と高石前次官が会つた事実というのは文部省は知つておつたんじゃないですか。

○政府委員(加戸守行君) 私どもは全く承知しておりませんでした。

○久保宣君 次官室を訪問する人というのは、秘書官のところには記録はありませんか。

○政府委員(加戸守行君) 毎日来客が多いわけでございまして、主要な日程等は、それぞれ当日の日程表等はあると思いますけれども、どのような方がどんな用件でお見えになつたかということは見えになつたということは調べればすぐわかることです。しかもこれだけ大きな問題が起きているときに、リクルートの関係者が文部省の事務方の最高幹部のところを訪ねたということがなぜわからない。それで、これは母ちゃんがやつたと言つたら、ああそうかと、しかしそういう場合でも母ちゃんにかぶせるのはなというような話で済ませおくというのが私はおかしいのであって、本当にそういうことについて文部省が疑問をお持ちになつてゐるなら、調べればすぐわかることです、それが来たということは。そんなに古い話じやないでしよう。十年も二十年も前の話じやない。

だから、そういうものをきちつとおやりにならぬところに、今度の高石問題についての文部省の対応というのは非常に私は手ぬるいのではないか。何もあなた方が人を裁く立場にはないんだから、我々もそうです、だからそういう追及をやれと言つてはいるんじやないんです。事実関係を明らかにするということは、これはこういう問題が起きて文教行政の信頼の根幹にかかる問題なんだ

ではない。幾ら開かれた次官室でも、恐らく株の取引をおやりになるときには閉められていたと思いまますから、そんなばかなことはない。しかし、ファーストファイナンスの小林社長が文部省を訪ねて次官にお会いになるということは、これは幾

ら開かれた次官室でも突然行つてそんなことができません。そんなことはできないでしょ。私たちが次官にお目にかかるんだつて、ちゃんと連絡して、そして時間を決めてもらって、それでないとお会いできませんよ。それで、そんなにリクルートとは木戸御免で自由に入りできるような次官室になつておつたわけですか。

○政府委員(加戸守行君) 大体多くのケースはそうですが、次官室にお見えになる方は事前に電話で予約をとられまして、何日の何時といふことでお見えになるのが通例でございますし、このファーストファイナンスの小林氏の場合も電話で予約をとられてお見えになつたものと思つております。

○久保宣君 では記録が残つてゐるわけです。お見えになつたということは調べればすぐわかることです。しかもこれだけ大きな問題が起きているときに、リクルートの関係者が文部省の事務方の最高幹部のところを訪ねたということがなぜわからない。それで、これは母ちゃんがやつたと言つたら、ああそうかと、しかしそういう場合でも母ちゃんにかぶせるのはなというような話で済ませおくというのが私はおかしいのであって、本当にそういうことについて文部省が疑問をお持ちになつてゐるなら、調べればすぐわかることです、それが来たということは。そんなに古い話じやないでしよう。十年も二十年も前の話じやない。

だから、そういうものをきちつとおやりにならぬところに、今度の高石問題についての文部省の対応というのは非常に私は手ぬるいのではないか。何もあなた方が人を裁く立場にはないんだから、我々もそうです、だからそういう追及をやれと言つてはいるんじやないんです。事実関係を明らかにするということは、これはこういう問題が起きて文教行政の信頼の根幹にかかる問題なんだ

ではない。しかも、その文部省で禄をはんだ者の行為としては甚だ恥ずかしい行為である。これは単に個人を非難して終わるものではなくて、文教行政に対する信頼を取り戻すにはこの三倍も五倍も努力をいたさなければならぬということを痛切に感じておるところでございます。

まさにおつしやいますように、この高石氏個人に対しましては事実を明らかにするという点で最善の努力をいたしましたつもりでございます。御当人から私に対しましては、御迷惑をかけたという陳謝の言葉は、電話並びに名刺置いていかれましたのでその気持ちは酌み取ることができますが、

それで今度の高石問題についての意見を伺うことがあります。その中で、文部省が、あれだけ道徳教育を言われ、現場に対して服務規律を厳正にやれということをあるごとに言つておられる文部省がとることで大変な衝撃を受けている。現場の教師もそうです。校長の中にも、父兄に道徳教育の話をするのにちょっとちゅうよせにやならぬような気持ちがしますと言われた方もありますよ。一般的の子供たちの両親にしてみても、文部省がとことう気持ちはもう非常に強い。だから高石個人の問題じゃないんです。文部省だからこのことに對して文部省は、国民、そしてその国民の一部である現現場で教育に携わっている教師たちに對して、文部省としてきちっとした一言あつてしかるべきだと私は思つておりますが、大臣いかがですか。

○國務大臣(中島源太郎君) 私どもも今度の一連の行為、こういうものは文教行政に対する信頼を損ねるという点において、一番心を痛めている点でございます。この点で私は省内に對しましても、長い歴史の中で積み重ねられた教育行政、そして特に二十世紀を担う青少年と同時に、たまたまことしの七月に生涯学習局を設置いたしました。あらゆる年代の方々に生涯をかけて学び補い、学び加えていただくということを提案している文教行政でございますので、あらゆる年代の方々から文教行政は今ほど注目されているときは言つておるところです。

だから、そういうものをきちつとおやりにならぬところに、今度の高石問題についての文部省の対応というのは非常に私は手ぬるいのではないか。何もあなた方が人を裁く立場にはないんだから、我々もそうです、だからそういう追及をやれと言つてはいるんじやないんです。事実関係を明らかにするということは、これはこういう問題が起きて文教行政の信頼の根幹にかかる問題なんだ

しかしそれならば、私が残念に思いますのは、なぜ一番身近な文部省の者に真実をいち早く打ち明けてくれなかつたのかといふことが私にとっては大変残念でございました。その点は私に徳がなかつたのであるうといふことで反省もいたしております。

今、先生のおつしやいますように、自分の事実を開陳されましたその内容が二転三転をいたしました。しかも結果的には、御自分が知つていながらそれを翻案しようとした、あるいは他に転嫁をしようとしたということを酌み取られてもいたし方のない点でございまして、こういう点は甚だ残念だつたと、こう思つておるわけでございますが、私どもは事実を明らかにしたいということにつきましては努力をいたしておりますが、

文教行政に対するものと同時に、文教行政の信頼を損ねた分を埋め合わせ、さらに高めていくために全力を挙げなければならぬ、このように心に定めながら努力をいたしております。

それで、今三倍も五倍も努力して文教行政の信頼を取り戻したい、それは文部省自体の問題でございます。私は、今度の高石問題に対して、文部省は現場の教師や国民全体に対してきつと謝罪をすべきだと思うんですよ。そのことが文部省として絶対おやりにならなければならぬことです。私は地方を回つて非常にそのことを強く感じておられます。そうしないと、幾ら三倍も五倍も諸君これから努力しろよと省内におっしゃつても、文教行政の信頼は取り戻せません。そのことをぜひ大臣に言つていただきたい。

○國務大臣(中島源太郎君) 私も省内に対して申し上げたと同時に、文教行政の信頼を損ねるということはあらゆる青少年からお年寄りまで、また、教育に携わつておられる方々、こういう方々

に対する信頼を取り戻さなければいかぬといふこと

で申し上げた次第でございまして、私は今回の一連の行為が文教行政の信頼を損ねた残念な行為であつたというふことを申し上げると同時に、また、私の代になりましていろいろと開陳されまし

た事実が二転、三転をして、これまたやはり文部省に長く奉職した者の行為としては理解できないという点を申し上げつつ、その点が那邊にあつたかといふことは私自身にも責任があつたことであつたというおわびを申し上げておるわけでございまます。

この点は文部省の見解と申しますか、この院の委員会で申し上げることが公式の見解というふうにお酌み取りいただいて結構である。また、私もこの委員会を通じての御議論といふものは広く

国民の各位に対しまして申し上げていることというふうに認識しながらお答えをしておるところでござります。

○久保宣君 もし次官室においてリクルートの関連会社の小林社長とのリクルートコストモスの株の譲渡の話し合ひが行われたといふことが在任中に明らかになつております。これは当然公務員として処分せらるべきものであつたと思ひます

が、いかがですか。

○國務大臣(中島源太郎君) 私は、行政にあります者は職務専念の義務といふものがますあると思います。そして自分の行政に使われるべき神聖な職場といふものは、まさにその職務に専念すべき神聖な職場である。したがつて、いろいろな御来客、いろいろな陳情はありますとも、少なくともたとえそれが個人の経済行為の範疇に入るものでありましても、そういうものに使われるといふことはまことに残念でありますし、もし現職の時代にそれを知つておれば厳しく戒めたであろうと、このように考えております。

○久保宣君 今、新聞を毎朝見ますと、高石さんというのが載つてない日はない。それで非常に私たちも困ります。

○久保宣君 まだ在職中だが、退職後には政治家を志す。しかし、金も知名度もない。さて、どうするか。出張を利用して郷里を回り、顔を売り込む。金は、値上がり確実な未公開株を買い、売却益をあてにする。退職後はパーティーを開き、名前入りの記念品を選挙区に配る。次期衆院選に出るというリクルート疑惑の渦中の一人、前文部事務次官の高石邦男氏の手法は、官僚から政界へ転身するノウハウを余すところなく見せてくれた。地盤、看板、カバンが労せず手に入るやうに、これまで多くの転身官僚が使つたのだから方には、これまた多くの転身官僚が使つたのだろう。それにしても、この人、ちょっとひどすぎはしないか。次官在任中の二年間に三十六回公務出張して、うち十五回も

きょうの新聞によるともう一回ふえて、十二回になつておりますが、うち十一回も出身地の福岡に足を運んでいます。そこで一席ぶつ講演は「これから日本における教育」だつたりする。この中には通常なら次官が顔を出さない式典もあつた。そこでも出身地の福岡に足を運んでいます。本における教育」だつたりする。特にこれは「これから日本における教育」と書いてあります。実際は日本的心と教育の将来といふのがお得意のテーマのようでありますね。「語る会」と名づけたパーティの券は、一枚二万円。出身母体の文部省では、約三百人の課長補佐以上の幹部に届け、全国の教育委員会にも、講入の誘いをかけた。総売り上げは三億円ともいわれる。選挙準備の事務所は不動産会社が無償で提供し、そこで働く一人は、かつて鹿児島大学の経理部長を務めていたといふ。教育界の何とも不可解な面がのぞく。高石氏が譲り受けた一万というリクルートコストモスの株数が一千単位しか譲渡されなかつた陣笠代議士と違うところと、後援会幹部は逆に「大物」ぶりを誇る。後援会の長老が出馬辞退を勧めれば「あの人は、もともと私の出馬に積極的でなかつた」と開き直る。皮肉なことに、リクルート疑惑で名前はぐんと売れた。そういうえば、在

ますが、まだ在職中だが、退職後には政治家を志す。

心臓も選挙道具の一つかもしない。

これは三十万部出ている非常に大きなローカル紙の記事であります。こういうことを毎日毎日書かれて、今教育に携わつてゐる人たちは大変肩身の狭い思いをしています。こういうことについて大臣は大変深刻にお考えのようであります。文教行政をつかさどる文部省全体として、私は深刻に受けとめてもらわなければ困ると思います。

そして、しかもこのリクルートに端を発した高石問題といふのは、今やリクルートの問題を超える大変大きな問題となつて、毎日マスコミをぎわしているわけです。そのことについて少しお尋ねしたいと思います。

まず、リクルートのことですが、高石さんは自分で十年來江副氏とは家族ぐるみの親交があつたよなことを言つてゐます。それで江副氏はリクルートの施設を無償で提供され、そしてその資金三千五百円のうちの三分の二も江副さんのリクルートの方で負担をしたといふことがあります。この事実は文部省は御存じですか。

○政府委員(國分正明君) 御指摘の財團法人高等教育研究所でございますが、昭和五十四年の三月に設立されております。現在、基本財産として三千五百万円、これは国債で持つておりますが、ちょっと設立当時の事情はつきりいたしませんので、その後のうちリクルートないしは江副さんが……失礼いたしました。三千万のうち、二千万円はリクルートセンター代表取締役の江副浩正氏からの出捐であるというふうに承知いたしております。

○久保宣君 これはこの財團が認可になりますと、高等教育局の所管でございますね、この認可は、そうすると、當時、しかもこの財團の理事長は元文部次官の天城勲氏が就任されておりますが、この財團にリクルートがかかわってきますと、既に文部省はリクルートと非常に深い関係

をお持ちだつたわけですね。なぜならこの高等教育研究所といふのは天城さんが理事長、そして江副筆頭理事、そのほかにトヨタの会長とか、ソニーの会長とか、元東大学長とか、元早稻田大学学長とか、こういう人たちが理事に就任をされてつくられておりましたね。

大体、この高等教育研究所といふのは何をやっているんですか。

○政府委員(國分正明君) 高等教育研究所の目的でございますが、寄附行為によりますと「高等教育に関する調査研究を行い、その成果の普及を図り、もつてわが国の高等教育の充実・発展に資する」、こうなつております。高等教育関係に関しますいろいろな調査研究あるいは研究会の開催等を行つてあるというふうに承知いたしております。

○久保宣君 天城さんは今文部省の顧問ですか。

○政府委員(加戸守行君) さようございます。

○久保宣君 では、この高等教育研究所といふのは、文部省と直接かかわりますね。

○政府委員(國分正明君) 文部大臣所管の財團法

人でございますので、文部大臣がこの財團法人に對して民法上の監督権は持っております。

○久保宣君 しかも、現職の文部省顧問が理事長

をされているわけですからね。そして、この高等

と研究調査を行つてあるということになりますが、リクルートがなせこういう財團に対し事務所を丸ごと貸して、無償ですよ、そして基金も三分の一リクルートが負担する、そういうことになつたのでしようか。

○政府委員(國分正明君) 設立当時の細部の事情につきましては、ただいまのところつまびらかにいたしておりませんが、當時、IDE、これは任

意団体でござりますが、民主教育協会といふのがございまして、これは昭和二十九年以来、大学人によつて組織されておりまして、いろいろな大学問題に対する研究活動を行つておりました。

その資料によりますと、やはり財政的に大変厳しい状況にあるので、その姉妹団体として財團法人大をつくつて、財政基盤の確立をその面から図つてしまひたいというような資料等もございますので、そういうふうに私は思つた事情のものにリクルートのいろいろな援助といふものを仰いだものであろうというふうに察しているところでございます。

○久保宣君 文部省とリクルートの関係というのは、だから具体的に十年も前からあるわけです。そういう中で文部省とリクルートの関係が次第に深くなつていて、高石さんで頂点に来たと、こういうことだと私は思つんであります。もともとこの高等教育研究所なんというのが大体こういう財團をつくつて、こんなことをやらなければならないわれば私は少しもないと思う。ちゃんと文部省は国費を使ってやるいろいろの機関を持つておられるんです。国立大学協会もあれば、これが大学入試に関して何かすぐれた意見を出して、それを私ども見してもらつたという経験はないですね。だから、要するに、考え方によつては、リクルートの発展のために非常に文部省が寄与する財團であつたということにならぬかなという、ちょっとと気がかりもするわけです。

もう一つ、日本女子会館をリクルートがその経営を肩がわりしているという事実はござりますか。

○政府委員(加戸守行君) 新聞で報道されたわけですね。だから、要するに、考えようによつては、

○久保宣君 いたしまして、その場にも御出席なしといふことでございまして、位田社長がございさつをなさつた。後は私が文部省の方向について誠心誠意御説明をいたしました。

○久保宣君 だから、いずれもこれらのことについてはリクルートと文部省、高石さんとの関係といふものは、私は深くかかわりがあるということを指摘しておかなければならぬと思うんです。

ところで、リクルートが文部省の幹部や文部大臣を講演にしばしば招請をしているようでありま

すが、こういう事が報道されたように実際にあらんでしょうか。

○國務大臣(中島源太郎君) 歴代の文部大臣につきましては経過を御報告をいたさせます。

○久保宣君 私に関しましては一回、一月二十一日にリク

ルート主催の、これはお集まりになつたのは大体

私学の方々の教育関係者の方々だと承知いたしました。

○國務大臣(中島源太郎君) お集まりになつたのは大体

私学の方々の教育関係者の方々だと承知いたしました。

○久保宣君 向こうも招聘したんですから常識的

な講演の謝礼を支払うということはあり得ることでしようが、一部の報道によりますと非常に多額

なものと理解いたしておりますけれども、謝金につきましても通常の、例えば他の類似ケースと同様

な扱いでございまして、特段多額なものではない

という形で報告を受けております。

○久保宣君 向こうも招聘したんですから常識的

な講演の謝礼を支払うということはあり得ることでしようが、一部の報道によりますと非常に多額

なものと理解いたしておりますけれども、謝金につきましても通常の、例えば他の類似ケースと同様

な扱いでございまして、特段多額なものではない

という形で報告を受けております。

○久保宣君 向こうも招聘したんですから常識的

な講演の謝礼を支払うということはあり得ることでしようが、一部の報道によりますと非常に多額

なものと理解いたしておりますけれども、謝金につきましても通常の、例えば他の類似ケースと同様

な扱いでございまして、特段多額のものではない

という形で報告を受けております。

○久保宣君 向こうも招聘したんですから常識的

な講演の謝礼を支払うということはあり得ることでしようが、一部の報道によりますと非常に多額

のものを支払ってきたというようなことがございまして、こういう問題は今大臣御答弁になりまし

たから、大臣の御答弁を信頼しましよう。きちんとおいた方がいいと思ったのでお聞きしました。

次に、生涯学習振興財団がなぜ福岡県の町についてられたのか、この辺の事情は文部省おわかりでしょうか。

○政府委員 加戸守行委
私ともが把握しております限りでは、もともと当該地域におきまして学校法人帝京大学が九州帝京短期大学を昨年の四月でござりますが設立をしておりまして、そ

いつた短期大学を設置したという経緯もございまして、地域の振興に資したいという視点から、文部省が進めようとしております生涯学習振興事業に財團をつくりたいというお話がございまして、高石前次官がその地元でございますので、個人的な立場で御相談に乗られたことと思いますが、そういう趣旨で福岡の、いわゆる九州帝京短期大学が存在する地域というような観点から、学校法人帝京大学が寄附をいたしまして財団が設立されたものと理解をしております。

○久保亘君 今によくわからないところがありましたが、文部省の生涯学習振興事業に沿つて帝京

○政府委員(加戸守行君) 文部省に御相談といふ
ますよりは、高石事務次官がその地元の出身の方
でございまして、事務次官でございました高石邦
男個人としての御相談に乗られたことと思つてお
ります。

○久保宣君 何か高石さんの方はそういう言い方もおありになるようですが、しかしそういうことが考えられますかね。八億という出資をしてそして帝京大学がみずから主体的につくった財団であれば、今後帝京大学は学校法人としてこの財団に対してかなり資金を投じていかなきやならぬはずですよ。そういうものを、理由はわかりますが、つけられますが、そこに短大つくたから地域に奉仕したい、そう言えばなかなか立派なことだ。しかし普通そういうことが考えられますか。高石さんの方から、今度おれ次官やめるので実は次のことを考えておるから自分の郷里にこういう財団

をつくりたいがひとつ帝京大学として積極的にこの話に乗ってくれぬか。こういうことが次官室でやられたんじやないですか。あなた方は知らなかつたと言われるから、これはもう推測の域を出ない。だからそういうことを私は高石さんに来て

もらつてきちんとしてもらわなければ困ると思う
ているんですよ。そうしないと、八億円というお
金はまあそろ小さな金額じゃありませんね。私立
大学というのはそんなに右から左に、おれ次官や

○國務大臣(中島源太郎君)　この点はお答えが二
　　場合には普通のこととして文部省何とも思ひません
　　か。
　　○國務大臣(中島源太郎君)　この点はお答えが二
　　つに相なります。
　　生涯学習振興財団、これに対しまして一私学、

学校法人が八億の寄附金をいたした。一方で二十
四億強の私学助成を受けておるということをござ
います。これは一般の方々が見て非常に不可思議
に思われる。そういう疑問を持たれるということをござ
は当然であろうと私は思いますので、これに対し
てははつきりお答えをする必要があると思ってお
ります。

そのお答えの一つは、それぞれの経過を法に照
らしてみますと、すべての点で適法でございま
す。したがつて、まず適法でありますということを
をお答えをいたします。ただ、それが適法である
からといってすべての御疑念が氷解するだらうか
か。逆にそれが適法であるということによりま
で私学全般が怪異が甘いのではないかというこ

になつては、一生懸命教育に携わられ、そして全
力もなしに日々大変な御労苦をなさつておる多くの
の私学の関係者の方々の御努力を損なうことにも
相なるであろう。また、逆に立法の精神からい

しますと、そこに就学をされております幼児、旧童、生徒、学生諸君の負担の軽減をいたすといふことが私学助成の根本の精神でござりますので、その点をおもんぱかって、さてそれではどのようにこれを処理したらよろしいのかという点につきましては私もいろいろ考えてみました。

ちよつと長くなりますが、考える上におきまして三点考慮せねばいかぬのである。一つは立法の精神でございますが、立法の精神は今申し上げたようなことから、あえて経営内容は参考しないという立場をとつて今日まで運用をしてまいつた

わけでございます。その法律に誤りないとするならば、それでは運用面で何か考えられる余地があるかどうかという点であります。第三点は、一方で私学の自主性を尊重するという精神もございます。

私学の自主性を尊重しながらとり得る方法が何があるだろうか。これも私どもとしては鋭意研究しなければならぬ問題であります。この立法が善く、員立法であつたといふ点も踏まえまして、私どもの行政上の選択肢は非常に安易に立法府の御精神

を損なわないよういたさなければならないとい
う点がございますので、その点でこの処理につき
ましてはいろいろお知恵を拝借する部分が多いし
いうことでお知恵の拝借をお願いしたという点で

ございまして、私どもはこれをなおざりにする等は毛頭ございませんが、一方におきまして私学があり方、特に幼稚園、大学におきましては七割が私学でございますし、その重要性、それから経費負担の軽減ということからまだ一方におきま

ましては私学助成は必要だとまた先生方からも言われておる中でござりますので、この学校法人の一点をもちまして私学全体が誤った目で見られることだけは避けたい、これを專一に今考へておるところでございます。

○久保亘君 大筋において大臣の言わることはよく理解ができます。私も私学助成の立法の精神、そういうものについては同感の点が多いんです。

ただ、こういう帝京大学が今度やりましたよなこと、しかもどんなに理屈を言つてみたって国民はこれに理屈をつけてもそうは思わないんです。これはもうリクルートの疑惑から一切絡んで、それで何で高石さんの郷里にわざわざ帝京十才学が巨額を投じて財團をつくったんだろう、この財團は何をするんだろう、そうすると財團設立記念といふことで高石さんのお名前を書いた看板が一本も立つたというんだな。そしていろいろな疑惑のつめをつけてくださいというのでつめ切りお詫びされたそうです。それでそういうことをおや

になつて、これでこの財団が本当に文部省の生涯学習振興事業の一環としてこれは極めて望ましいものであるとだれも思はない。やっぱりこういう疑惑の渦中に、しかも私学助成に関連をして、それこそ大臣が言われるよう、「一生懸命学生や生徒の立場に立つてやつておるその私学に少なからぬ迷惑を及ぼすかも知れないようなこういう財団は解散させる、きつとすると」ということが一番大事なことじゃないですか。この財団をつくられるときには、しかも財団の理事になられる方々も相談された方も全部文部省の関係者でしょう。高石さんが北九州の教育長のときに吉久県教育長がいる。この吉久教育長がこの理事になつておられた。そして認可した今の教育長も文部省から行っておられるのかな。全部文部省の関係者がやつておられた。だからこういう財団、疑惑の中に生まれている財団は速やかに解散させる。本人も責任を感じたからこそ財団の理事長をやめておるんですよ。ただ、私わからぬのは、選挙活動に専念するため理事長を辞任する、こういふことだそうです。選挙をおやりになるのは勝手だ。それはおやりになればいいでしょ。有権者が判断することです。しかし選挙活動に専念するため理事長の職をやめる、そんな無責任な財団の理事長だったのなら、こんな財団は絶対に国民の役に立たぬ。これは解散させるべきだと私は思いますが、大臣いかがですか。

○国務大臣(中島源太郎君) 貴重な御意見として承つておきます。そして、どのような方法がされるか検討してみたいと思っております。

○久保宣君 そして、この帝京大学の八億円寄附が私学助成に対してその財政的な見直し論の根柢にされたりすることがないように、文部省は私はきちつとこの問題の始末をつけていただきたい。よろしくうござりますか。

○国務大臣(中島源太郎君) 私もそのように考えております。

その一つは、重々一般の方々に知つていただきたいのは私学助成の精神でございまして、これは私学の置かれた立場の重要性、それから私学に通つておられます方々並びにその御家庭に対しまず経費負担の軽減、これが精神の一番のもとでござりますから、その点におきましては、与野党的先生方からもおっしゃつていただいておりますように、私学助成の充実はさらに必要であるというのを前提に、だからこそ一点の轟りもないものでなければならぬという点で努力もいたしております。

また、このように考えておるわけでござります。私は、私学助成の充実はさらに必要であるというのを前提に、だからこそ一点の轟りもないものでなければならぬという点で努力もいたしてまいりたい、このように考えておるわけでござります。

○久保宣君 もう一つ私学についてお尋ねしたいことがあります。私立大学は大学に直接職務をもつてもらわざる人を顧問にしてお金を払つたりすることがござりますが、私立大学は大学に直接職務をもつてもらわざる人を顧問にしてお金を払つたりすることを前提に、だからこそ一点の轟りもないものでなければならぬという点で努力もいたしてまいりたい、このように考えておるわけでござります。

○政府委員(野崎弘君) これはどのような形で学校の中の組織を設けるか、これは私立大学それぞれの学校法人が判断するところでござりますの

○久保宣君 高石さんが次官をおやめになつて間もなく八幡大学の顧問におなりになつて、八幡大学は毎月三十万円ずつ顧問料として高石さんの口座に振り込んでいるそうですね。大学にいらっしゃれば上げるんでしょうね、恐らくお見えにならぬから振り込むんでしょう。そんなことが私学では全然異常なことではないんですか。

○政府委員(野崎弘君) 個々の私学のやつている

ます。

○久保宣君 そうだろう。八幡大学には必要性があるんです。八幡大学を近く国際商科何とか大学

とが名前を変えて新しい学部を来年の四月から発足させるといふのでその準備をやつておるんで

す。それだから高石さんを顧問にしておけば何かと文部省の認可を受けるのに都合がよいという必

要性はあるでしょう。しかしながらそれがやられていません。そのため、あなたの方のそういう理解をしておりません。

○久保宣君 もう一つ私学についてお尋ねしたいことがあります。私立大学は大学に直接職務をもつてもらわざる人を顧問にしてお金を払つたりすることがござりますが、私立大学は大学に直接職務をもつてもらわざる人を顧問にしてお金を払つたりすることを前提に、だからこそ一点の轟りもないものでなければならぬという点で努力もいたしてまいりたい、このように考えておるわけでござります。

○政府委員(野崎弘君) 学校法人の運営の必要上ということで申し上げたわけございまして、大学の設置認可等は、これは御存じのようにそれを審議会の議を経て、そちらの議を経て文部大臣が認可をする、こういうことでございまして、そちらの方とは関係がない、このように考えております。

○久保宣君 聞いたことに答えなさいよ。そんなことは、大学が必要があれば顧問にして報酬を支払うということは私立大学では普通のことというところに問題がありはしませんか。今あなた、選挙活動に専念するために財団の理事長もやることなら、必要なある大学は幾つもそういう委嘱をするでしょ。そんなことを平気で引き受けられるところに問題がありはしませんか。今あなたがお考えになりますか。

○政府委員(加戸守行君) 八幡大学顧問の経緯に

つきましては、高石前次官が退官後、退官あいさつに伺われたときに、八幡大学の方からいろいろ

なお話をあつたときには、八幡大学の方からいろいろ

○政府委員(加戸守行君) 出張の命令権者は文部大臣でございますが、実際問題としては事務次官がそれぞれ地元の要請等を受け、自分で判断をされ、日程等の都合がつけおいでになる、そういう形で運用されているのが実情であると思つております。

○久保亘君 そうすると、例えば九州大学の視察ということで行って、演習林に二十分ほどおつて、後は選挙区回り、そういうのも次官が必要と認めれば自分でどんどん決められるといふんですね。そうすると、政府の諸官庁のトップにある人、事務方のトップにある人といふのは、もし選挙に出ようと思つたら在任中に大いにその職権を利用して選挙運動をこれ努めなければならぬ、こういうことなんですね。

○政府委員(加戸守行君) 出張につきましてはそれぞれ止當な用務がござりますれば出張命令が可能なわけございまして、あくまでもそれは公務としてあるいは用務としての出張をいたしております。なぜでございます。なお、その出張の際に、例えば余分な時間帯をどのように使われたかといふ一々のチェックまではいたしておりません。

○久保亘君 あなたの方、学校教育の現場で教師たちが必要な研修や必要な会合に出ようとしても非常に困難な状態にあることを知つてゐるのかね。行政官庁で、あなた方は監督権限を持つてゐるからといふことで、それで次官の地位を利用すれば、自分が必要と認めれば自分で決裁できるとあなた言つてゐるんだからね。そんなことがやられておつて、よく教育現場に対してあなた方がああせい、こうせいといふようなことを通達文書を流せるものだと私は思う。そんなばかなことはないですよ。率直に、こういう問題はこれは望ましいことはなかつた、行き過ぎであつたということを認めなさい。へり屈をつけて、これは当然のことだと言わんばかりの答弁をしておつたんじや納得できません。

○國務大臣(中島源太郎君) 先に政府委員からお答えさせましたのはやや時系列的な面もあろうと

思つたわけでございます。三十数回、うち十一回あるいは十二回でございますが、その時系列的にあります。五月、連休の前後であったと思ひます。私はそのとき、やはり委員会でもお答えいたしました

発言が文部省から外であつたということがたしかにおり、その時点で、行政にあります者は職務専念の義務があると。少なくとも当時はまだ通常国会、百十二国会の重要な時点でございました。与野党的先生方からいろいろ御熱意ある審議をいただいておる最中であります。ましてや行政の職にある者か次の自分の身の振り方を考えることすらおかしいということでこれを強く戒めた記憶がござります。以後、百十二国会が終わるまで一切の行動は禁ずる、それからその件に関する相談にも乗らないといふことで強く戒めたのが五月の初旬であつたというふうに記憶いたしております。

○久保亘君 ちょっとと法案の質疑もせにやなりませんので少し急ぎますが、「高石さんが文部省をおやめになつてから『高石邦男君と語る会』ですか、お開きになつた。これはおやめになつてからおやめになつたこととやかく申し上げるつもりはございませんが、この中でちよつと気になりますこ

とは、文教行政、特に教育そのものと非常にかかり深い教科書業界は協会として一切政治的なものを拒否する立場を表明するべきであることは言えます。それは公務員としての立場としては適切ではなかつたと考えております。

○久保亘君 最後にもう一つお聞きしておきたい

のは、高石さんが次官時代におつくりになつた

「日本の心と教育の将来」という今かなり有名になりました本がございますが、この本が公立の高

等学校や国立大学の附属小学校の生徒を通じて販売される。こういうことは、高石さんが既に選挙

書会社が苦心をして協力をしたということなんですが、これはちょっと、特に文部省の次官を務められた方であるだけに慎重になさるべきことではなかつたんでしょうか。

○政府委員(加戸守行君) 確かに教科書協会の方の申し合わせにおきまして政治献金を行わないということがございまして、それ以後政治献金が行われたということは聞いておりません。

今回のケースにつきましては、「高石邦男君と語る会」ということで高石事務所からバーティ券の要請があつたようございまして、政治献金という趣旨ではなかつたと思ひますが、これは私どもの推測でございますが、高石前事務次官の在任中の御苦労に報いるというような気持ちがあつたのかどうか、その辺のことは定かでございませんけれども、いずれにいたしましても、企業活動としてどのような行為をとられるかといふことはなかつたと思つております。

○久保亘君 「どうもあなたの方の答弁というの

どもの理解しにくいことですね。先ほど大臣が八

億円の寄附についても適法であると言われた。こ

れは私は適切でないとと思う。適法であるのではな

くて、今の法律の上では違法ではなかつたといふことなんであつて、適法という何かいふことをしたような話になるからね。そこは明確にしておかなければならぬ。

それで、今官房長が言われるのも、何か言わ

れてみると必ずしも適切ではなかつた。必ずしも

いうのは、まあ適切であつたといふにはちよつと

こだわるかなといふくらいの答弁なんで、そ

うじゃなくて、これはやっぱり教科書について今あ

れだけ文部省もやかましいことをやつてゐるんで

しょう。そして、教科書会社に対する指導監督と

いうのも文部省は非常にきつよくやりになつてい

るんですよ。それをめぐつてまた議論もあるんで

す。そういう中で、やめたとはいえまだ湯気の

立つてゐる前次官が、おれの政治資金稼ぎに協力してくれよということをやることは、どうにもこ

れは余り認められることではない。このことは、やつぱり文部省ははつきりしておかなければいかぬ。

それから、全国の県教委や市町村教育委員会に

対してこのバーティ券が郵送されただけではな

くて、文部省へその教育長たちが出張でやつてく

ると、これ頗るよといふことで言つたの言わな

かつたのというようなことが報道されておりま

す。そして、新聞によつては大きな見出しで、文

部省も積極仲介という見出しがある。このことに

ついては、文部省としてやつぱりはつきりされ

ておいた方がいいと思うんです。

○政府委員(加戸守行君) 新聞報道等もございま

して、部内でも実情を把握させていただきました

が、文部省としてそのような働きかけをしたとい

うような事実はございません。

○久保亘君 さつき言われたように、文部省とし

てやつたということはないということなんてしま

うが、帝京大学が次官である高石個人に話しに

行つたというようなことと同じで、高石さんによ

りいろ関係の深かつた方々が個人的におやりに

なつたといふことはないということなんてしま

ういうことでよろしくござります。

○政府委員(加戸守行君) 文部省職員の行動のす

べてを把握しているわけではございませんので、

そのところの断言はいたしかねますが、仮にそ

のようなことがあつたとすれば、それは個人的に

高石さんに対する気持ちは表明されるケースが

全くないとは言えないと思います。それは公務員

としての立場としては適切ではなかつたと考えて

おります。

○久保亘君 最後にもう一つお聞きしておきたい

のは、高石さんが次官時代におつくりになつた

「日本の心と教育の将来」という今かなり有名に

なりました本がございますが、この本が公立の高

等学校や国立大学の附属小学校の生徒を通じて販

売される。こういうことは、高石さんが既に選挙

に立候補することを天下に明らかにされている中で公然とこういうことが行われるということは、これは今まであなた方が学校現場に対して行き過ぎではないかと思われるほどいろいろと干渉されてきたことからすると、先輩である次官に対するは随分とおおらかなものだと思いませんが、いかがですか。

○政府委員(加戸守行君) 新聞報道等で承知しておりますのは、高石前次官の出身校、母校でございました高等学校でそのような行為が行われたという報道がございました。確かにいわゆる母校の出身者ということで好意的な取り扱いがなされたのではないかと想像いたしますけれども、誤解を招くような行為であったということは私どももそう感じております。

○久保宣君 新聞等でとおっしゃいますが、ここにございますよ。福岡県立伝習館高等学校父母教師の会会長高田正幸という名前で「図書購入の薦め」、そしてこれは割引で二千二百円の本を「五百円にて希望者へはお渡しします」そして、申込先は国語の松尾先生、九月二十九日締め切り。それで、その申込用紙もついて、申込用紙には御芳名、生徒の名前も書くようになつております、何年何組だれだと。こういうものを学校で配つておられますよ。

それから「伝習館だより」というのには、「心と体を鍛えよう」、こういう講演をされているから、とても心の弱さなどという發言が出るとは夢にも思ひ得れども、「心と体を鍛えよう」という記念講演が行われまして、その全文が掲載されております。

それから、なおひどいのは、国立福岡教育大学附属久留米小学校、「おおぞら」という学校から父兄への通信でありますね、伝習館の方は五千五百円で売られておりますが。それでこれを子供を持つて帰らせているんですよ。そんな新聞報道によ

ばじやないです。ここに現物がございます。そ

ういうことが文部省として何とも感じませんか。これは今まであなた方が学校の出身者に対するは随分とおおらかなものだと思いませんが、いかがですか。

○政府委員(加戸守行君) 先ほど申し上げました

ように、母校の出身者に対するそのような取り扱いについては時たまあります。それが、特に今回のケースは高石前次官が

政治活動というこの志向をされているというふうなこともございますし、そういう意味合いを絡ませますれば誤解を招く行為であつたと思いま

す。

○久保宣君 誤解を招く行為じゃなくて、これは

やつてはいけないことでしよう。やつてはいけないことなんだ。もしこれが、文部省としては誤解

を招かぬよううまくやりなさいよというのな

ら――そうすると、よろしいんですね。私が例えば

本を出版して、そして校長にお願いをしますよ、生徒に全部持つていってください、そして金も集

めてくださいと。そういうことが誤解を招く行為

というようなことで済みますか。

まだあるんですよ。福岡県高校教育研究会とい

う組織がございまして、これが主催をいたします

高石講演会に高等学校の先生たちが出席で出席す

ます。文部次官だった人だったら、そんなことが公

然とやられても何ともおとがめなしということがな

んだろうか。そんなばかな話はないでしよう。も

うはつきり衆議院選舉に立候補することを宣言し

てやっている人ですよ。この人が、高校教育研究

会というのが主催する講演会に研究会と称して集

め、そこで高石さんが日本の心を話すわけであ

ります。どういう心か知りませんが。それで、そこへ

集まつた先生たちは、学校では出張処理、そして

その講演が終わつた後は懇親会と称してパーティを開いています。そんなことが平気でやられ

ておつて、福岡県の教育長も文部省から行つてお

で、欠席裁判のようなことで申し上げて非常に私

も気がとがめる点もあります。ぜひ高石さんに御

出席いただいて、きちんとさせていただきたい。

委員長に重ねてお願いをいたしております。

私は、そういうことを通して、これは一方的に、

きょうは、私はお願ひしたのに本人がここに御出

席になるような措置をとつていただかなかつたの

で、欠席裁判のようなことで申し上げて非常に私

も気がとがめる点もあります。ぜひ高石さんに御

出席いただいて、きちんとさせていただきたい。

委員長に重ねてお願いをいたしております。

次に、この法律に直接関係することでお尋ねい

たしますが、文部大臣、教員免許状というのは何

なんでしょうか。私は、免許状をいろいろいじく

り回しておやりになつておるが、免許状とい

うなんでしょうか。医者さんにも免許状はござります。いろいろ免許状はございます。車の運

転にも免許状はございます。その教員免許状とい

うのは何だとお考えですか。

の問題は生じないわけでございます。実際にその旅費等の扱いがどのようになつたかということにつきましては、福岡県教育委員会に照会をいたしま

す。あるそうです。そんなことは、あなた方が自下調べ中なんてそんな手ぬるいことをやつているからだめなんですよ。とにかく、これが選挙のノーハウだと言ふならば、まさに感嘆おくあたわざるものでございます。

○久保宣君 学校の出勤簿はみんな出張と押してありますけれども把握をしておりませんので、現在調査中でございます。

○國務大臣(中島源太郎君) あるそうです。そんなことは、あなた方が自下調

べ中なんてそんな手ぬるいことをやつしているからだめなんですよ。とにかく、これが選挙のノーハウだと言ふならば、まさに感嘆おくあたわざるものでございます。

○國務大臣(中島源太郎君) それです。そんなことは、あなた方が自下調

べ中なんてそんな手ぬるいことをやつしているからだめなんですよ。とにかく、これが選挙のノーハウだと言ふならば、まさに感嘆おくあたわざるものでございます。

認定するもの、それは生涯の免許状である限り、教師としての基礎資格は生涯認められている、こういうことなんぢやないですか。

○政府委員倉地克次君：先ほど申し上げましたことを繰り返すことになるかと思いますけれども、免許状は、そこに示されています教科でござりますとか学校でございますとか、そういうところにおきまして教師がそういうものを担当して授業を担当し得る、教員になり得るということを

○久保宣君 であるとするならば、二種免許状についてですが、「教員としてなお一層の資質能力の向上を必要とし、さらに研さんが必要である」とから、『云々』という、二種免許状というのはこの提案理由説明の読みようによつては教師としての基礎資格にまだ欠けるところあり、こういうふうな印象を与えるんだけれども、そうじやないんじゃないですか。教員免許状として交付される以上、これは教師としての基礎資格は認定されたもの、そういう考え方方に立たないと教育は成り立たないんじゃないですか。

○政府委員(倉地克次君) 二種免許状でございま
しても、やはり教諭の免許状でございますので、
二種免許状をお持ちの方が学校におきまして授業
などを担当し、教育活動に携わるという点におき
ましては一種免許状の方と変わりないわけでござ
いますけれども、その免許状の交付の過程を考え
てみますと、一種免許状との比較におきまして、
なお一層研さんを要するものというふうに考えら
れてつくられた免許状だというふうに理解してい
る次第でございます。

ら事修という、そういう分け方をしていくといふのは、あなたの方の免許法改正に対する考え方というのが教師の個々の問題に目を向け過ぎていて、どうぞお手元の参考書を見直してみてください。

学校の集団的な機能という役割について少し見忘
れている面があるんじゃないかな、こういう感じが
しますが、文部大臣、いかがですか。

○國務大臣(中島源太郎君) 確かに先生がおつ
しゃるのは「一点」ございまして、これは基礎資格で
はないか、確かに基礎資格でありましても、その

中でさらに現職研修を積んでいただくということは必要であろう、こう思うわけですが、集団のやつぱり意義というものを、これは教える方もそうでありましようし、また教わる方も、本来集団の、そして系統的な学びということは根底において必要であろう、それはわかります。しかし今申し上げております免許法の種類分けといふものは、それぞれが固定したものではなくて、それぞれ努力によって移行できます。それは教員の資格と同時に資質の向上に資するものであるという面におきまして、私は今先生がおっしゃることと相反するものでは決してない、このように理解し

おどるところでございます。
○久保亘君 私も短い教職の経験がござりますけれども、学校どこ出たかとか、そういうことで教師の資格というものが差別されるものではないと、いうことを私は実感として非常に強く持っております。学歴のない人で大変立派な指導力を持ち、人間としても尊敬できる人もたくさんおります。だから、一律に学校どこまで出たかということを免許状に差別をつけて、おまえはまだ学歴が低いんだからこれから十何年かかつて大学四年出てきた人と同じ水準まで行けよ、こういうやり方とい

ら、これはまだ資質が十分でないから、この先生にいろいろと指導を受けた者はだめということになりますか。

それから、今教職の免許を取りたい人が大勢いて、教育実習に学校に大勢来ます。もうシーズンになりますと、校舎の裏にミニバイクのようなのがずらつと並んでいるが、これ何だと私が聞いたたら、これは教育実習の教生さんたちのバイクでして、一つの学校に何十人と来ておる。そこで、一

種免許を来年の三月に取ろうとする人たちを二種免状の先生が教えてやることになります。二種免状を持つていたつて立派な指導力があり、大学から教育実習に来ている人たちをきちんと指導できるからやっているんですよ。学校どこに出たかとか、そんなことで免許状の区別をして、それで学校の教育がよくなるとは私は少しも思わない。だから、こういう免許状の改正の基本的な理念というのに、やっぱり教師に学歴主義、競争主義をあおって、そして聞かないやつはちゃんと抑える手段があるよということを免許法の上でもつくつていこうとする考えが少しでもあるとするならば、これは日本の教育を誤る、私はそういう

気持ちを持ちながらお聞きしたいと思っているんです。

それで、今まで二級免と称したものと今度新たにできる一種免というのはどこが違うんですか。

級と種が、漢字が違うことは私もわかりますが、二級免と一種免というのはどこが違いますか。

○政府委員(倉地克次君) 二種免と二級免の差でござりますけれども、その位置づけといいたしましては、先ほど申し上げましたように、二種免につきましては、一種との関連におきましてなお一層の研修を要するものという趣旨もあるわけでござります。

○久保宣君 そんな簡単なことを言つちやいかぬ
ら、実質的にそうした点においては差はないもの
というふうに考えておる次第でござります。

すよ。今までの二級免と二種免には大きな違いがあるわけですよ。これまで、二級免を取得している人が十五年現職であれば一級免に変わった、十五年の教職経験というものが一級免を取得する資格として認定をされてきたんです。

も十単位取れという今度は義務を課しているわけですね。そして、十単位もし教育委員会の言うことを聞かずにつらなかつたら、十五年過ぎたら三十五単位免除したやつをもとへ戻すぞということになつてゐるんです。こんなおかしな話はない。教職に五年勤めて、それから今度は六年目からは一年ごとに五単位換算をやつしていくんです。そして十二年まで五単位換算をやつていくから四十五単位取れと言つてゐるのが十単位しか残つてないんです。ところが、十三年目からはその単位控除の認定を外すんです。そして、十三、十四、十五の間に十単位研修受けて取つてこいと。それをもし教育委員会の言うとおりにしなかつたら、あな

たが十二年目までに教職経験によつて単位免除された三十五単位をもとへ戻す、ゼロにする、だから十六年目から一級免を取らうと思うなら四十五単位取つてこいと、こういう今度は改正なんですね。そんなことがありますかね。この十五年の教職経験というのは、これは教師がみずから経験を踏んでやつてきたその実績、言つてみれば取得した単位でしよう。三十五単位、あなたのやり方でしても三十五単位だ。この三十五単位というのが何で消えるんですか。それはおかしいじゃないですか。

上級、中級、初級という、役所に入るときの入り口での乗ったエスカレーターが違うと、生涯行き着く先は違うんです。スピードも違うんですね。それで、学校にまでそういうものを持ち込んで、短大卒業だからあなたはなお努力の必要あり二種、学部を出た者は一種、修士課程終わってきましたうのは私は非常におかしい気がするんです。

それで、例えば、それじゃ、あなた方が初任者研修というのを強引におやりになるんだけれども、この初任者研修で、指導教員というのに非常にすぐれた二種免許状を持つている先生がおる、十年教師やっている、この人が指導教員になつた

い方などがおられたわけでございまして、そうした方が長期に在職年数を有する方について特例的に設けられたものというふうに私ども認識している次第でございます。

その後の運用の経緯については、実際これと若干かけ離れた運用がされてきただわけでございますけれども、最近におきましては、養成段階において教育を充実することはもちろんでございますけれども、聽講生制度でございますとか、通信による大学の単位の修得でございますとか、認定講習でございますとか、そうしたことによりまして現職研修を受ける機会も大変確保されてきている実情にある次第でございます。そうしたことを考えますと、やはり教員の資質能力の向上に果たす現職研修の重要性ということにかんがみまして、今回このようにかつて特例的に設けられた十五年ゼロ単位の制度を廃止することにした次第でございます。

また、先生の御指摘の問題でございますけれども、これはその前段階といたしまして、採用後二年で十単位を取ればいいことになるわけでござりますけれども、その後授与権者におきまして本人の意思もお聞きいたしまして、単位修得のための認定講習の指定なども行う次第でございます。そうした指定が行われますと、任命権者は単位修得の機会を提供するように努力する義務が付されているわけでございまして、授与権者と任命権者の協力、それから実際に単位をお取りになる先生の自発的な努力の三者が相ましまして、最終的に十単位をお取りいただきたいというふうに考えている次第でございます。

そうした三者の協力がありまして、なつかつたらなかつたというようなことにつきましては、今先生御指摘のようなことがあるわけでございますけれども、私どもとしては、そうした三者の協力によりましてぜひ単位をお取りいただきたいということを願うわけでございまして、こうした実質的な誘導措置としてこの制度が設けられているというふうに私ども理解している次第でございま

す。

○久保亘君 結局、ペナルティーを科して、それでは強制する、こういうことです。そんなものは絶対ないと思います。十五年教師をやつてしまふの実績は教師としての実績としてこれは残るじゃないでしょ。私はあえて一種免を取らなくともいい、生涯二種免です、それで子供たちの教育には私は確固たる自信を持つてやりますと、こういう人だつているんですよ。それを、おれの言うとおりに単位を取らなかつたらおまえの今までの十二年目までの教職経験はゼロにする、こんなことを文部省が言う資格があるんですか。

私は、少しこの比喩は違うかもしれぬけれども、私が高等学校になりますときに、鹿児島の人事担当の課長が私の恩師でありましたので、私呼ばれたことがございます。そのときに、実は君も知っているAという先生に教頭になつてくれぬかということを頼んだ、ところがその先生が、いや、私は教頭にはなりませんと、こう言つた。それで、どうしてそう言つんだろうかということでありましたから私がお会いしました。そうしたら、その先生が言つたのは子供に教えるために教師になつた、授業が少なくなる職にはつきたくない、だから教頭はどうしてもやりたくない、それで、もしあまえは教師として教えることに問題があるから教頭になれ、こう言われるんななります、しかし、私が教師として認めてくださるならば、どうか教頭にしないで授業をさせてくださいと。

こういうことを言つて、私はその私の恩師に話をしました。そうしたら、参つたと、こういうことで、その話は終わりになりました。その方は生涯管理職にはならず終えられた方なんです。それで、私の非常に尊敬した方でありますけれども。

だから、免許状とかそんなもので片づけたり、その言つたことは、私は子供に教えるために教師になつた、授業が少なくなる職にはつきたくない、だから教頭になれ、こう言われるんななります、しかし、私が教師として認めてくださるならば、どうか教頭にしないで授業をさせてくださいと。

こういうことを言つて、私はその私の恩師に話をしました。そうしたら、参つたと、こういうことで、その話は終わりになりました。その方は生涯管理職にはならず終えられた方なんです。それで、私の非常に尊敬した方でありますけれども。

だから、免許状とかそんなもので片づけたり、その言つたことは、私は子供に教えるために教師になつた、授業が少なくなる職にはつきたくない、だから教頭になれ、こう言われるんななります、しかし、私が教師として認めてくださるならば、どうか教頭にしないで授業をさせてくださいと。

こういうことを言つて、私はその私の恩師に話をしました。そうしたら、参つたと、こういうことで、その話は終わりになりました。その方は生涯管理職にはならず終えられた方なんです。それで、私の非常に尊敬した方でありますけれども。

だから、免許状とかそんなもので片づけたり、その言つたことは、私は子供に教えるために教師になつた、授業が少なくなる職にはつきたくない、だから教頭になれ、こう言われるんななります、しかし、私が教師として認めてくださるならば、どうか教頭にしないで授業をさせてくださいと。

こういうことを言つて、私はその私の恩師に話をしました。そうしたら、参つたと、こういうことで、その話は終わりになりました。その方は生涯管理職にはならず終えられた方なんです。それで、私の非常に尊敬した方でありますけれども。

だから、免許状とかそんなもので片づけたり、その言つたことは、私は子供に教えるために教師になつた、授業が少なくなる職にはつきたくない、だから教頭になれ、こう言われるんななります、しかし、私が教師として認めてくださるならば、どうか教頭にしないで授業をさせてくださいと。

○政府委員(倉地克次君) 今先生のお話しになりますように、生徒の教育に携わりたいから校長になりたくないとなつしやつたそのような話でござりますけれども、私も実際にそういう方にめぐり会つたことがあるわけでございまして、本当にそういう立派な先生がおありになるのは事実だと思いますけれども、どうだろう。

○政府委員(倉地克次君) 今先生のお話しになりますように、生徒の教育に携わりたいから校長になりたくないとなつしやつたそのような話でござりますけれども、私も実際にそういう方にめぐり会つたことがあるわけでございまして、本当にそういう立派な先生がおありになるのは事実だと思いますけれども、どうだろう。

ただ、一般的に申しますと、やはり現場での教育実践を重ねながら資質の向上はしていくわけでござりますけれども、その中におきまして、やはり適時適切に研修をお受けになることが一層その資質向上、実践的指導力の向上に役立つものだと、いうふうに考えております。

ただ、一般的に申しますと、やはり現場での教育実践を重ねながら資質の向上はしていくわけでござりますけれども、その中におきまして、やはり適時適切に研修をお受けになることが一層その資質向上、実践的指導力の向上に役立つものだと、いうふうに私ども考えております。

そういうふうに考えておりますと、やはり現職経験に加えまして十単位程度の単位はお取りいただき、一種免許状をお取りいただくことがやはり実践的指導力の向上により適切ではないかというふうに考えておる次第でございまして、今回そうしたことを規定すると同時に、その十単位をお取りいたしましたために授与権者もそれから任命権者も協力いたしましたし、三者の協力によってそうしたことが実現できるようにこの規定を設けている次第でござります。

また、十単位と申しましても、これは先生におなりいただいたときから計画的にお取りいただければ決して無理な単位数ではないわけでございまして、その最後の三年間にそれが集中するというふうなことは余りないのでないかというふうに考えられる次第でござります。私ども、新任の

てきた十五年の教職経験は全部ベケだと、そんなことを文部省が言う資格はあるだろか。私はそれは絶対ないと思います。十五年教師をやつてしまふの実績は教師としての実績としてこれは残るといふふうに考えております。

○久保亘君 仮に、あなた方が三十五単位換算をゼロにするペナルティーを科しても、教師が二種免許状のまま私は生涯教師を続けたい、こういう場合にその人は身分や給与の上で差別を受けたりすることは絶対ないでしょ。

○政府委員(倉地克次君) 身分でござりますとか、給与の上におきまして特段の不利益をこうむるということはないというふうに考えておる次第でござります。

○久保亘君 もう少し前向いてはつきり言つてよ。何かもぐもぐ言つて何言つてかわからぬ。

それで、そういう免許状の種類によつて身分や給与に差別を生ずることは絶対ありませんとはつきり言つてください。

○政府委員(倉地克次君) 二種免許状をずっとお取りいただいてることによりまして身分上または給与上特段の不利益をこうむるというようなことはないというふうに考えております。

○久保亘君 その今の大臣、今局長言われたことを確認しておりますが、免許法の改正によつてその免許状が二種、一種、専修と変わつても、そのことは教員の身分上の扱いとか給与法上の扱いについてそれを免許法の種類によつて差別が行われるということは絶対ありませんね。そのことだけははつきりしておいてもらわないと困るんですよ。

○政府委員(倉地克次君) 大変恐縮でございますけれども、人事とかそういう問題で大変幅広い御質問でござりますので、私ども例えば採用でございますとか昇任でござりますとか、そういうたものにつきましては、これは勤務実績に基づいて行われるものであるというふうに考えておる次第でございます。ただ、校長、教頭の任用資格などにつきましては、専修免許状は高等学校の一級免許

状に相当するものでございますので、それとの均衡を考慮いたしまして今後検討していきたい、そのように考へておる次第でござります。

それから、給与の問題でござりますけれども、これは免許法の改正を給与制度上どのように評価するかという問題でござりますけれども、この点につきましては、現在のところはそれを特段変更することは考へておらない、そういうことでござります。

○久保宣君 その、現在のところは考へてないと考へたになつたら考へるということですか。そこを明確にしなきやいかぬよ、法律を変えようとしているんだから、免許法という法律を変えようとしているんだから。この法改正は身分や給与の扱いについて、法改正によってこれを連動させるものではありますけれども、それをやらないと考へたのではありませんといふことを明確にせぬと、現在のところ考へておらないなら考へてないと言えばいいじゃないですか。それをやらないと言えばいいじゃないですか。あすは考へるかもしだれぬぞというような言い方をしているのは、本當はやりたくてしようがないんですということだらう。それじゃダメなんですよ。はつきり本音を言ひなさい。

○政府委員(倉地克次君) 免許制度の改正によつて三種類の免許状が設けられるわけでございますけれども、これを給与上どうかするかということは、その免許制度上の改善を給与制度上どのように評価するかということであると思ひます。そういうことで、それは今後の課題ということになるわけでござりますけれども、現在のところはそれを格別に変更することは考へておらない、そのよう考へておる次第でござります。

○久保宣君 えらい現在のところといふのにこだわるね。その現在といふのはいつまで、現在といふのはこの委員会やつてあるときのことじやないの。それじゃダメですよ。少なくとも、この法律改正は免許状の種別を改正することによって給与や身分の問題をこの法改正が考へておるのであつませんということを明確にしないとわからない

じやないですか。やるかやらぬかわかりません、現在のところは考へておりません、そんな答弁では審議のしようがない。どうなるんだろうかといふことをはつきりしてもらいたい。これは大臣にはつきりしてもらいたい。

○国務大臣(中島源太郎君) 前段と後段とござい

ましたけれども、この三種類に分けることによつてどうか、こういうことによろしゅうございますか。——この三種類に分けるといふこの免許状の改正案を今御提案をいたしておるわけでございます。それで、これについて給与や身分について変わるのが変わらないのかということであります。が、これは結論を申せば政府委員からお答えしたのと同じことに相なります。この給与のある人は他の採用その他につきましては、それぞれ個別の関係法令がござります。したがつて、今御提案をしておるのは、これは免許法の改正でございまます。しかし、免許法の改正では三種類の種類分けを御提案をしておるわけでございまして、したがつて、その三種類の種類分け、これを関係法令でどのように考へるかといふことは別個の問題でござります。つまり、この免許法の改正で考へるということではなくて、免許法の改正で御提案をしておる三種類の免許状といふのができます。それをどのように考へるかといふことは、例えば採用につきましては地方公務員法等の法律によつて任命権者である教育委員会が、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行う、これは御承知のとおりでございます。また給与につきましては教育公務員特例法第二十五条の規定等におきまして国家公務員に準じて扱われる、その者の学歴、勤務年数その他で決定するわけでございます。そういう関係法令がございますので、今現在は考へておらない。しかしこれは将来

この免許法の改正はそういう給与法や身分上の扱いなどについて免許状をもつて従来のものとは違つた方向に変えていくことを意図して改正するものではない。そういうことはよろしいですか、現在考へてないと考へんだから。現在考へてないと言つたから。申し上げておりますように、三種類の免許状を設けまして、教員の専門性でありますとか現職研修でありますとか、そういうことを一層充実するようなことを目的としての改正でござります。この改正の趣旨自体はそれ自体ということでございまして、それ以外のことにつきましては、先ほど大臣がお答えになりましたように、別個の制度としてこれをどう評価するかといふことはまた別の問題として考へることではないかというふうに考へる次第でござります。

○久保宣君 そうすると、あなた方はやつぱりそういう方向を考へながらやつておる、それで具体的にどうするかは将来の問題だ、こういうことなんですか。それなら大変問題があるんですよ。免許法は免許法としての改正であつて、これが給与や身分に連動するものではない、そういうことを意図してやつておるんではないということをどうしてお答えになれないんですか。

○政府委員(倉地克次君) 繰り返しになつて大変恐縮でございますけれども、免許状の改正自体は三種類の免許状を設けることによりまして、教員の専門性、それから現職研修の充実といふことを、それ自体を目指しておるわけでございます。今そのこと以外のことについて格段私ども決定などしておるわけではございませんので、そのことについては現在申し上げる段階ではないといふことでござります。

○久保宣君 えらい現在のところといふのにこだわるね。その現在といふのはいつまで、現在といふのはこの委員会やつてあるときのことじやないの。それじゃダメですよ。少なくとも、この法律改正は免許状の種別を改正することによって給与や身分の問題をこの法改正が考へておるのであつませんということを明確にしないとわからない

長、免許状持たぬでしょ。あなた持つておるかね、教員免許状。——持つておる。何持つておる。使つたことはないでしょ。その経験のない人たちが、そういう役所の中のシステムのようないふ物の考え方で、学校の現場をお考へになるとするならば非常に私は問題だと思うんですね。どうなでですか、大臣。そのところはやつぱりあなたは配慮に置きながら、この法改正をおやりにならんですか。それで御理解をいただきたい、こう思つたのでござります。

○国務大臣(中島源太郎君) 政府委員からお答えをいたしております、それを繰り返すことに相なります。したがつて、現在ここで御提案をしておる、現在、給与その他に申し上げるより方法がございません。それで御理解をいただきたい、こう思つたのでござります。

○久保宣君 なぜ現在現在つて言わなきゃいけないんですか。この法改正に当たつてそのようなことは考へていいとなぜ言えないのでありますか。考えられないのなら、そりゃいいじやないですか。どこか心の中に、今のところは何とかうまくやらにやいかぬから、それで通してしまえば、こつちのものよという考え方でおやりになるのならこればかり、現在とかそんなことを言う必要はないのです。この法律を提案した文部大臣としてはそのようなことは考へておらぬとということを明確にされたら何か支障ござりますか。

○国務大臣(中島源太郎君) いろいろ正しくお答えしようというふうに努力をいたしますと政府委員の答えが一番正しいということに相なります。それ以上申し上げるとちょっとややこしくなりますと、かえつて疑問を差し挟むことになるんじやないかと思います。

○久保宣君 衆議院で言つちやつたから、なかなかあなたの方も答えていくこともあるのかもしらぬけれども、しかし、私は別に何も特別なことを考へて言つておるんじやないの、免許法の改正と一緒に、これは全く教職に何の経験もない——局

ぞといふ不安を与えて、すべて支配し管理して抑えて、そして思うとおりにやらずということでは学校はよくならぬと思うんです。そうじやなくて、もう少しありがたが教師が学校という集団の中でお互いに平等に人間的に協力し合つて学校全体がよく機能していくようにやつていくためには、余りそういう差別をつくらぬ方がいいんです。既に給与は短大の場合と学部卒の場合とでは出発点が違つておるんですよ、今でも。それにさらに免許状で上乗せすることはないんです。そういうことをやる意思はないんですということをなぜ素直に言えぬのだろうかなと思つて、よほど事務方からきつくそこは言われているところなんですか、大臣。あなたの提案の責任者としての、あなたの御判断できつちりおつしやつたらいいんじゃないですか。

○國務大臣(中島源太郎君) そこで、ちょっとお時間をいただきますが、簡単に申し上げますと、今の御提案を申し上げております三種類の種別化によりまして、給与その他昇任その他について差を設けることは考えていいかということについては、現在考へていないかといふことについても、現在考へいないかといふ答えが一番正しいものになつてしまふわけであります。

おまえはもうちよつと言ひ方があるのかといふことになりますと、かえつてややこしい、私の御説明が下手かもしれませんけれども、今現在御提案を申し上げておりますこの免許法の改正そのものでは給与その他にはね返るということは、この法律そのものはないわけでございます。ただ、給与その他は個別の関係法令がござりますから、その個別の関係法令でどのように参照するかといふ御意見が出てきたときに、そのときまた考へるべきものである。ただ、それがもう一切考へないんだといふうに今ここで他の関係法令今まで規定するような御答弁はできないということで、現在考へおらないといふのが今の一一番正しい答弁である。こういうふうに申し上げるわけでござります。

○久保宣君 この問題はまた次に機会を与えてい

ただいて、私はせひはつきりさしておきたい問題だと思っております。今後の学校の現場がどういふうに動いていくかという問題と非常に深くかかわると思います。

それから、専修免許というものを今度つくられるそうですが、先ほど二種免許は一種免許を取らなくともそのことによって不利益を及ぼすようなことはない、こういうお話をしたからそれはわからりましたが、専修免許が他に比べて特別に特権的に扱われることはまたない。これは普通免許の一級、今までの一級、一種免許を基礎にして特別な分野での研究に、単位の取得に対しても与えられておるものであつて、これは一種免許のダッシュのついたやつだと、こう理解しておけばいいんですね。それで、この専修免許が何ら学校の中ですでに扱われるとはまたない。これは普通免許の一級、今までの一級、一種免許を基礎にして特別な

分野での研究に、単位の取得に対しても与えられてくれるものであつて、これは一種免許のダッシュのついたやつだと、こう理解しておけばいいんですね。それで、この専修免許が何ら学校の中ですでに扱われるとはまたない。いいですか。

○政府委員(倉地克次君) 専修免許でございますけれども、これは一種免許状を基礎としたしまして、その特定の分野について深く学習された方々に授与される免許状でございます。ただ、先生のおつしやいます特権的というとの内部について私ども若干詳しくわからぬわけでござりますけれども、先ほどの人事とか給与とか、そういうものについてのことであるといふことであれば、先ほど申し上げたような答弁になる次第でございま

す。

○久保宣君 時間が少なくなりましたので、私がもう一つお聞きしておきたいのは、免許法をもしこういうふうに変えてしまった場合に、本人が上の免許といつたら悪いが、他の免許を取得したい、こういうことで大学院に行きたい、研修を受けたいという場合に、これは文部省や教育委員会が指定をする者でなければだめということはないですね。

これは文部大臣、あなたなかなか事務的な処理をされているからわかりにくいくことかもしませんけれども、私の知つてある教師にI君といふのがおりまして、彼は非常に優秀なスポーツ面で指導者で、そして、どうしても大学院に行きたい

しまして新教育大学への派遣などが行われているわけでございますけれども、それについてはその派遣の手続などを定めました通知もある次第でござります。まあそういうところへ参つて一層勉強したいとおつしやる方々の自発的意思が基礎でございまして、そういうことについては十分配慮する次第でござりますけれども、やはり学校は組織体でござりますので、学校運営上の配慮といふことも考えて最終的には決定することになるのではなかいか、そのように考へておる次第でござります。

○久保宣君 学校運営上の配慮といふことは、教育委員会が免許法のこともこれあり、また教師自身としては免許法とも関係なく研修をやりたいという場合に認めないとあるといふことですか。大学院に行くことを認めないとあるといふことですか。

○久保宣君 繰り返す答弁になるわけでございませんけれども、学校を組織体として運営してまいりますには、やはりその学校の教員構成、それから地域的事情、学校の教育課程の問題などいろいろある次第でござりますので、そなうした学校運営上の配慮のことも考えまして、なおかつまた、そうした教員の自発的意欲について十分配慮して総合的に勘案して最終的には決定するということになる次第でござります。

○久保宣君 それじゃ、この法律の提案の趣旨と違ふんじゃありませんか。大臣の提案理由はそうなつておりますね。私が読ましていくだけ限りそういうふうには書いてないんです。「現職の教員が修士課程等において研修することを促進し、また、修士課程等修了者が進んで教職につくこと

ただ、私も今回の法律を提案したことでございましたので、今後こういう大学院への派遣は統けますと同時に、今後大学院レベルの認定講習制度などの充実についても努力いたしまして、できるだけそういう機会をふやすよう努力してまいりたい、そのように考へておる次第でござります。

○久保宣君 あなたの方の言つてることとやつていることが違うんだよ。要するに、教育委員会や文部省の意に沿う者は、そして自分たちがつくつた制度に乗つておる限りは、例えば大学院に行く者にも給与も全部保障して行かせておるんです。ところが、本人が自主的に意思を持つて情熱

で、給料は要りませんと言っているんです、本人ですか。研修というのはあくまでも教師自身の、本人の意思が第一義的に尊重されなかつたらうので切り捨てるようなやり方をやるなら、こんな免許法の改正なんというのは学校現場をますます萎縮させ暗くするばかりです。研修を大いにやつて教員の資質を向上さしてくれというのなら、その意欲を持つている者に対しても奨励すべきじやないですか。全然反対のことをやつているんだ。文部大臣、どう思われますか。

○國務大臣(中島源太郎君) 今の先生の一君とこうおつしやつた固定の事例でございますので、それは、それにつきましては私ちょっとと事實をよく聞いてそしてお答えしないと間違う面が、かえつて失礼な面があるかもしません。

ただ、後段におつしやいました自主的な研修の意欲、これは当然でございますし、私もよく申しておりますように、現職の研修の意欲、それと同時にそういう場を設定し、与え、そして計画する、この両々相まって現職研修の実績が上がるということをいたしていくのが必要であろう、このように私は認識をいたしております。

前段のお答えは、ちよつと勉強さしていただいてからと思っています。

○久保亘君 いや、私は本人の立場もあるからニシアルで申し上げたんで、鹿児島の教育委員会も知つてのことだし、そしてまた文部省にも私はこのことを聞いたことがある。そうしたら、それは県の教育委員会の問題だ、こうおつしやつた。だから、県の教育委員会はこれを拒否したわけですよ。理由はそういうものを認めると大学院に行く者が次々出てきたり困る、こういうことが

主な理由だつたようですね。だから全くこれとは趣旨を反するわけです。

とお伺いをいたします。

て、モラルの問題あるいは倫理の問題、特に教育に携わる者としてそれが必要ではないかとおっしゃられる意味はよくわかります。私ども、まさに文教政策を預かる者といたしまして、少なくともモラルの問題と申しましようか、お子さん方から高齢者の方々に至りますまで今ほど文教行政に関心を持つていただいているときはないと思しますだけに、一個人の問題と言うには余りにも大ききな影響を及ぼしているということに対しても大痛りでござります。

を燃やして行こうとすると認めないんだ。それは、ただ、大学院二年終わってきたらまた現場で仕事をさせてくださいというのを認めないんだよ。それで何でこんな免許法の改正が提案できるんですか。研修というのはあくまでも教師自身の、本人の意思が第一義的に尊重されなかつたらダメですよ。あなた方が何か机上でいろいろプログラミングを練つて、これに乗つてくる者は認めてやるが自由な本人の意思でやる者はこれはらち外だとうので切り捨てるようなやり方をやるなら、こんな免許法の改正なんというものは学校現場をますます萎縮させ暗くするばかりです。研修を大いにやつて教員の資質を向上さしてくれというのなら、その意欲を持つてゐる者に対しても奨励すべきじやないですか。全然反対のことをやつてゐるんだ。文部大臣、どう思われますか。

○國務大臣(中島源太郎君) 今の先生のI君とこ
うおつしやつた固定の事例でございますので、それは、それにつきましては私ちょっと事実をよく聞いてそしてお答えしないと間違う面が、かえつて失礼な面があるかもしません。

ただ、後段におつしやいました自主的な研修の意欲、これは当然でございますし、私もよく申しておりますように、現職の研修の意欲、それと同時にそういう場を設定し、与え、そして計画するこの両々相まって現職研修の実績が上がるといふ

ことをいたしていきのが必要であろう、このよう
に私は認識をいたしております。

午後一時十六分開会

○委員長(杉山令蔵君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時十五分まで休憩いたします。

休憩前に引き続き、教育職員免許法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○高木健太郎君 質疑のある方は順次御発言願います。

もとと大事なことは、そして根源的なことは、職業とかある一定の立場にあって、必然的にその職場に、職業に伴うようなそういう倫理が問題になると思います。情報を持ったり権能を持つたり、あるいは持っていた人がその経歴を利用して在職中から利益誘導したり利益を得たという、そういう倫理に反する行動が非難されるべきでないかと思うわけです。特に倫理、道徳を次代の子供に教えていく、あるいは指導する、そういう立場にある文部省の高官がそういうことをしたということに対しても非常に国民党はがつかりもしておりますし、憤りを感じてはいるし、あるいは信頼を失っている、こういうことになるのだと思うわけです。これに対して、何回もお答えになつたようですが、れども、文部大臣の所見をまずお伺いしておきたいと思います。

○高木健太郎君 どうか大臣が現職でおられる間にぜひ文部省のそういう悪いところをひとつ薦正していただきたいとお願いをしておきます。

次は、私今回の法改正のことについてお伺いいたします。

後とも指進をしていただきたいとこのよろこびを表えておるところでございます。

とお伺いをいたします。リクルートの問題なんですかれども、今回リクルート問題というのは、その疑惑の人たちが口にしているように、法律に違反していないからいい、こういうことをよく聞きます。しかし、私は法律というのは最低のモラルのものであるというふうに思いましたし、本当にモラルに反しているということの方が、特に文部省の高官としては大事なことであると、こう思つておりますから、法律に違反していないということは、これは余り問題にならないんではないか。一般的の国民は今度の事件に対してもねれ手でアワという言葉をよく使います。普通の人ではそれが手に入らないような情報とか、あるいはそういう機会に恵まれておりますが、労せずして巨額の金を手にするとか、あるいは手にできる、そういうことに国民一般は割り切れない気持ちを持つていて、こういうふうに私は考えて、労せずして巨額の金を手にするとか、あるいは手にできる、そういうことに国民一般は割り切れない気持ちを持つていて、こういうふうに私は考えます。また、取得する人たちが法律に触れないでそういうことをしたというようなものに対してやりきれない気持ちを持っているという批判があります。

もつと大事なことは、そして根源的なことは、職業とかある一定の立場にあって、必然的にその職場に、職業に伴うよくなそういう倫理が問題になると思います。情報を持つたり権能を持つたり、あるいは持っていた人がその経験を利用して

○國務大臣(中島源太郎君) 高木先生御指摘のように、違法性があるかどうかということは別としても、文部省の高官がそういうことをしたといううえで、倫理、道徳を次代の子供に教えていく、あるいは指導する、そういう立場にある文部省の高官がそういうことをしたといううえで、非常に国民党はがっかりもしておりますし、憤りを感じておる、あるいは信頼を失つておる、こういうことになるのだと思うわけです。これに対して、何回もお答えになつたようですがけれども、文部大臣の所見をまずお伺いしておきたいと思います。

今回の法改正というのには、いろいろ社会からも
言われておりますし、教育の一一番大事なのは教員
の資質である、その教員の資質を向上させようと
いうことが非常に大きな、私目的になつてゐるの
だと思いますが、どうでござりますね。この資質
向上のために、資質を向上するというそのことに
ついては、私はそれは御本人にとりましても、ま
た教えられる子供たちにとりましても、また将来
の日本にとりましても、これは非常に大事なこと
だと思います。私はそれに賛成でございますが、
これを上から押しつけてそういう資質を向上させ

るということも大事であるかもしれません。しかしより大事なことは、本人自身がやる気を起こすこと、ということではないかと思います。例えば、午前中もありましたように、そういう段階をつけてそれをによつて給与差をつけるとか、あるいは努力が何らかの形で報いられるとか、そういうことも一つの方法ではないかと思いますので、何だか午前中もお答えはつきりしませんとしたけれども、

門性を向上することによって、教育に携わる場合により自信を持つて立派な教育ができるのではないかというふうに考える次第でございます。

また、今回の改正におきましては、現職研修の重要性にかんがみまして、いろいろな措置をしているわけでございます。

一つには専修免許状を設けまして、幅広いところから人材を誘致すると同時に、現職の方々が研修を受けられる機会を増やすこと等も計上されています。

またもう一つは、教員という職業に魅力があるかどうか、どこに教員というものの職業の魅力があるのか。例えば教員ということで児童から尊敬されるとか、あるいは児童がだんだんと人間らしく成長していくということを見ているその喜びがある、あるいは給与がだんだん上がっていくとか、あるいは社会的地位とか名譽とか、あるいは学問的な興味だとか、そういうことがやっぱり人間をドライブしていくものでないかと思いますけれども、それだけでは私は足らないんじゃないかなと思つております。

う道もあるわけでございまして、そうした現職研修を積んで一層の専門性を増すことによって日々の教育に携わり、立派な教育をされることによつてそれを喜びとするという道もあるのではないかと、いうふうに考る次第でございます。また、そのほかに社会的経験を積んだ教員にふさわしいものを特別免許状制度とか特別非常勤講師制度などによつて学校の現場に誘致することも考へてゐる次第でございますが、学校の中にも多様な方がおいでになることによりましてより切磋琢磨し、学校が活性化されるということもあるわけでござい

が得られるのか、教員に対し何を与えることができるのか、ということがこの改正の非常に大きな要點になるのではないかと思ひます。が、文部省はこの改正によつて本人の資質が向上することはあらむかもしれません。しかし、何をそれぢや教員に与えることができるのか、何を持つておられるのか、これをすればあなたはこういう喜びを感じますよ、こういうことがよくなりますよといふ、この給与とか身分というものは余り考へないとおつしやつておりますが、それでは何を与えてそのドライブを起こさせようかお考へになつておられますか。

ことも含めまして、今回の免許状の改正についていろいろと配慮しているところであるというふうに考へておきたいと思います。

○高木健太郎君 それでは、私はよほど立派な人であればそれでやると思うんですけども、そんなことでやるんだろうかなと思うわけです。それが何かここに抜けているように思いますね。それで給与面でも身分面でも変わらない、余りそれは今のところ考えておらぬと。それでこの法改正だけして果たしてそれがその人をドライブさせることができるのがどうかということを私疑問に思つておきまつたのですから、そういうことをお聞きしま

○政府委員(倉地克次君) 教員に何を与えてといふお話をござりますけれども、私どももいたしましては今回の改正では専門性の一層の向上ということを目指しまして、専修免許状の創設、それから免許基準の引き上げなどをを行つてゐるわけでございます。こうしたことによりまして、教員が専

した。また後でこのことをお聞きしますけれども、何かそのうちにお考えいただいて、いやこういうものがあるということであれば漏らしていくべきだときたい。

そこで、教育大学が、養成大学がたくさんできました。あるいはほかの一般大学でも教員養成課程

程が組まれているわけですが、その卒業生を調べてみると、ほとんど半数近くが、四五%ぐらいは教員にならずにその他といふところに進んでおられます。例えば横浜國立大学では五百三名の卒業生のうち民間に百六十八名、それから官公庁に十二名、その他六十九、教員免許を取った人二百四十三なんですね。教員になつた人が二百四十三でその他といふ人が約半分あるわけですね。いわゆるそのたちは教員になつていらないということです。それから東京学芸大学で見ましても、教員以外といふ人が二二%、またその他といふのが二一%、合わせて四四%ということです。また兵庫教育大学でも教員になつた人は二百四十三、全部で、その他に就職百四十三、それからまたその他というものが七十四、だからして、やはりここで二分ぐらいいが教員にならずにほかに進んでおられるということで六百一名の卒業生のうち二百五十三名といふのが他の方面に進んでおられるというふうに、私はこのいたきました資料で見ますとそういうことになります。創立の趣旨では教員を養成する学部であり、教育のための大学、学校教育の推進に寄与すると、そういうこの趣旨には書いてあるわけですが、実際はその半数に近い人たちが教員以外の職についているのではないだろうか、こう思いますが、もし私の間違っているところがあれば御訂正をいただきたいと思うんです。

私はこういうデータからだけ見ますと教員にはなりにくいのじやないか。あるいはポストがないからならないといふこともあるでしょう。あるいは検定が難かしくてなれないといふこともあるかもしれません。しかしあう一つは、考えなきやならぬのはやっぱり教員といふものに魅力がないのぢやないかといふことも大きな原因の一つではないかと思うわけです。

例えばこれは看護婦の方でもそうですけれども、看護婦でも免許を持っている人が全部看護婦になるかといふとならない。いざというときに備えておこう、食い外れはないから免許だけは取つておこうと、そういう看護婦さんがたくさんおら

れるわけですね。教員の免許というのもそういう気持ちが一方にあり、一方では魅力がないという事ではないかと思いますので、大いに教育をおもじろくて教育をやるということに魅力を感じて、より自分が勉強して、それで子供を教えるときに非常に自信が出てよろしいというような甘い考えはちょっとこの際通らないんじゃないだろうか、こう思いますか、どのようにお考えでしょうか。

○政府委員(倉地克次君) 先生御指摘のように、最近におきましては卒業生の相当数が教員にならないという事態もあるわけでございます。ただ、教員の採用試験の方から見てみますと、実際に採用する人数の五倍程度の者の応募もあるわけでございまして、そうしたところから見れば、今でも教員は相当新規の学卒者の中では魅力のある職場になつていいのではないかというふうに考えていいる次第でございます。私どもといったしましては、教職というものがさらに魅力あるものとなるよういろいろな面で今後努力していくなければならぬとい、そのように考えている次第でございます。

○高木健太郎君 それは一般の大学でいわゆる教職課程を置いているという時代にはそういうことがあつたかと思ひますけれども、わざわざ幾つか、五つか六つかのところへ養成大学をお建てになつたわけですね。その建てられたその大学の生徒が検定が難しくて入れないとか、そういうことでは困るんぢやないでしようか。それならばもう初めから学生を探らない方がいいので、例えば歯師でも過剰になつてこれから毎年一〇%減らしていこう、歯学部の方でも二〇%は学生の募集を減らしていくこうときには、一生懸命で養成したその人がならないというのは検定に通らないからだということであれば、それならそういうふうに募集中の方といいんぢやないか。あるいはまた受験率が非常に高いといふようなことは、そこを受けておいて、入れば入ろうかといふ人が多かつたんじゃないでしようか。必ずしもそれが非常に魅力あるからそこに大勢集まつたということじやか。

なくて、割とやさしいから入つておこうというううなこともあるので、これはもう少し掘り下げて何がそういう原因であるか。せつかくそんな難しこころを入つてはいるのに、後それで教員にならないといふのではちょっと合わない話じやないかなと思うんです。その点をどういうふうにお考えをされようか。

お答え申し上げましたけれども、御案内のように、児童生徒数が減少してきておりまして、教員数というものは児童生徒数に対応するものでございまますから、したがつて、各県の新規採用数といふのは非常にここのことる数年ずっとと減少傾向を示しているわけでございます。先ほど御指摘ございましたようすに、国立の教員養成大学学部での教職への就職率、個々の学校によって随分違ひはござりますけれども、平均的には五八%という教員、教職への就職率という状況になつておるわけでござります。この傾向はまたしばらく教員の需給問題からいえば続くであろうという見通しもござりますので、私どもいたしまして、たしか本委員会においても御決議があつたかと記憶いたしておりますけれども、教員養成学部におきましても教員以外の分野への職業、そういうものに進出を想定した課程へ転換できるものは転換、まあこれは基本的にはまず大学自身が御検討になるわけでござりますけれども、その御検討の結果をまちまちして、できるだけそういう転換をしていこうということで、六十二年度から具体的に三大学、これは定員ベースで申しますと百四十名でございます。それから六十三年度十三大学、定員ベースで申しますと千八百三十五人、それから六十四年度、これはまだ概算要求中で確定数字ではございませんけれども、十三大学八百六十人というものについて教員以外の分野への進出ということを想定した課程への転換ということを現在やつておるという状況でございます。

と同じでして、もう人口が減つてゐる、将来必ずかつてゐるわけですね。だから、子供が減るなんというはしばらく統計見ればすぐわかるわけですよ。それをこの間教員養成大学を建てたわけですね。まだ五、六年にしかならないわけでしょう。それでもうそういうことを考へるというなら、初めから計画がなつとらぬのじやないか、そんなことをぐらい初めから見通しておれなかつたのかとう、そういう疑問があるんです。

また、教員養成大学というのは、教員養成に向くように、附属の学校があつたり、あるいは講座制にしないでそういう教科制にしているわけです。ね。だから、それなら一般の大学の方をふやしてやるとか、あるいはそこにもう少し研究費だとか講座費をふやしてやるとか、そうした方がよっぽど能率がよかつたんじやないか。そういう養成大学をつくつておいて、それがまだこの間やつているのに、もうそれは一般的の科目も取れるようになると、いうのは、まるで計画性がなかつたのじやないかといふうに私は思ふんです。だから、そういうことは今後もあることですから、医学部、歯学部、この養成大学に限らず、もう少し先を見た計画をお立てになつておけばよかつたんじやないか、こう思います。

また、私は、養成大学は養成大学として本当に養成として役立つような大学になつてもらいたい。それを開かれた教育ということで、大学といふことで、今度は一般的の大学にも教職課程を置くわけですね。そうすると、その人たちもやっぱり受けているわけです。後でお話しますけれども、かなり大勢の人を一般的の大学で、国立大学なんかでもたくさん教職の免状を取つてゐるわけです。それはそのまま置いておく、そこではどんどんふえている、こちらの方は今度はほかのものもつてよろしい、それじゃ全く合わないじやないですか。それはどういうふうにお考えなんですか。

○政府委員(國分正明君) 新しい教育大学、もちらん学部教育を行ひまして教員養成を行うといふ

ことと同時に、当時の大きな目玉としまして、現職教員の研修の機会の提供ということで、いわば修士課程のレベルでの勉強をしていただこうというのが大きな趣旨としてあつたわけでございまして、現在、現職教員の修士課程への入学数というのも年々ふえてきておりますし、ますますその重要性は増していくのではないだろうかというふうに考えております。

ただ、御指摘のよう、学部教育レベルになりますと、最近の児童生徒数の減、それから出生率というの、が、現に生まれた子はわかるわけでございますが、その先是なかなかわからないというふうな事情もございますが、児童生徒数どうもしばらくは減少ということが想定としてござりますので、先ほど申しましたように、大学のこととございましますし、現に教員としていろいろな講義、研究等をやつておられる方もあるわけでございますので、にわかにというわけにはなかなかまいりませんけれども、準備が整つたところから先ほど申し上げました転換等の対応を図っていくというのが現状でございます。

○高木健太郎君 まあ子供が生まれるのがわからぬとおっしゃいますけれども、医学部でもうその轍があるわけですね。だから、それを今度はまた同じ教育の養成大学でそういうことをやるというのはどうも解せないとと思うんです。

それから、教職課程を一般大学にも置いている。そこではたくさん免許を持つ人が出るわけですから、どうしたってそれは就職できない人も出る。せっかく養成大学とし、それを専門門にしてる大学を卒業したら職がないというのも私は政治としてはやはり余り成功したことではないと思うわけですが、これは、医学部は全部一〇%ぐらい減らしていくんでしょう。六十五年までに減らすという。国立は減らせるけれども、なかなか私立の方は減らせない。そういうことになりまます。今度は国立の養成大学ですから、これは減らす。そうと思えば減らせるのかもしませんけれども、それをほかへ回せばほかで、ぎすぎす

たものが起ることで、もう少し計画をしつかり立てる、今後もあることですからその点はひとつ十分お考えをいただきたいと思います。
もう一つは、先ほど申し上げましたように、それは就職できなかつたということじゃなくて、その他へ回つてしまつたということは、それは何となく魅力がないんじやないかと。そのことについて私思うのですけれども、これは大学の先生そのものにも言えることなんですねけれども、外国では研究休暇というものがあることは御存じだと思います。大体七年ぐらい大学の教授をしております。というと、そうすると一年ないし半年の休暇が与えられまして、日本によくやつてくる教授なんかはその研究休暇、いわゆるサバティカルイヤーを利用して、そして方々の研究所を回つて、いろいろ意見交換をする。私は非常にいい制度だと思うんですね。

Digitized by srujanika@gmail.com

は、研修休暇でございますとか研修休職の制度につきましては、一般公務員の他の職種もあるわけですが、ございまして、そのものとの均衡などを慎重に検討すべきである、そういう問題も多いといたしまして、そのように考へて十分勉強してまいりたい、そのように考へておる次第でございます。

○高木健太郎君 それはほかの公務員の方もおいでござりますから、それの均衡ということあるでしょう。しかし今度の改正といふものの一つの目玉は、学問とかそういう教育というものは日に日に進歩しているものだ、だから研修するんだ、大学院でもやろうということがこれ本当の趣旨なわけです。私は、行こうと思つてもさつきのように行けないという人も出てくるわけなんで、必ず半年なり一年間は行けるということにしないと、結局は仏つくつて魂入れずということになるんじゃないのか、こう思うんです。

その点についてもう少し、今後の検討課題といふけれども、今後今後と言つていつの今後かわからない。だから、例えは一年たつたら何とか結論出しますと、そういうふうにしてもらわないで、ここで何ば議論しても、ああいいなと思つておつても、こつちも忘れちゃうしそつちは何もない。そうすると、とのままでなるということになりますから、ぜひ、今後なら今後で、一年たらこれはひとつ検討課題としてここへ答えを出します、そういうことをお約束できませんか。だめだったらダメでもいいです、なぜだめだとわかれればそれでいいんですから。

○政府委員(倉地克次君) 教員の研修の問題につきましてはもう御存じのことだと思いますけれども、教育公務員特別法におきまして、勤務場所を離れての研修でござりますとか、長期にわたる研修などの規定もあるわけでございまして、実際問題といったしまして、他の公務員に比較した場合

には、相当研修について教員自身も努力されておりますけれども、行政当局としてもいろいろな機会を設けて努力しているのが実情でございます。それで、今先生が具体的に御提案されましたことにつきましてはいろいろ審議会の御議論もいただいた次第でござりますけれども、そうした教員の現状もかんがみまして、やはり他の職種といふものも十分考える必要があるということことで、慎重に検討すべき課題であるというふうにされているわけでございます。そうしたことでございますので、私どもいたしましてはやはり審議会の結論を十分尊重して対応してまいる必要があると考えておる次第でございます。

○高木健太郎君 私はほかの産業あるいはほかの公務員の方が余り多くでもない仕事をしているというわけじやないのです、これは。しかし教育というものは将来の日本をしそよつて立つ人をつくるんで、私どもいたしましてはやはり審議会の結論を十分尊重して対応してまいる必要があると考えておる次第でございます。

○高木健太郎君 私はほかの産業あるいはほかの公務員の方が余り多くでもない仕事をしているというわけじやないのです、これは。しかし教育といふものは将来の日本をしそよつて立つ人をつくるんで、私どもいたしましてはやはり審議会の結論を十分尊重して対応してまいる必要があると考えておる次第でございます。

それならば、特例らしいものをここで魅力としておつくりになることが私は大事だと思うんですね。だから文部省は何もしないのだというようなことをになつちゃうわけですね。だから、ぜひ文部省は胸を張つて教員をこういうふうに優遇しますよと、国民もそれを納得すると私は思うんですね。それをぜひひとつ努力をしていただきたい。今年限のことはおっしゃいませんでしたけれども、ぜひ一年なり二年なりの間に、こういう成果が出来ましたということをここで御発表いただきたいと思うんです。また局長おかれりになるかもしけれけれども、かわらぬうちにひとつ出していただきたいと思います。

いわゆるそういう暇、サバティカルイヤーといふのは、一種のそういう研修の休暇なわけですね。もう一つ大事なことは私はやっぱり給与だと思ふんです。四十九年に人材確保法というのでございまして、教員に対して五〇%の特例法ですか、いわゆる普通公務員に比べて五〇%の給与の引き上げがありました。そういうせいかどうかわかり

○政府委員(倉地克次君) 先生御指摘のように、
人材確保法というものが制定されまして、四十八年
度以降三次にわたる給与改善がされた次第でござ
ります。実際にそのときに教員におなりになつた
方が優秀かどうかということまでは私つまびら
かにするのがなかなか困難でございますけれど
も、当時そうした措置によつて教員の志望者が若
干ふえたという傾向につきましては仄聞したこと
がある次第でござります。

○高木健太郎君 ところが、現在は一般行政職よ
りも一七%しか高くないわけでございまして、こ
ういうことをひとつ引き上げるということも、ド
ライブをかける、いわゆるそれに意欲を燃やす、
教育に対して意欲を燃やすという意味でひとつお
考えいただいたらどうかと思ひますが、文部大臣
もひとつお考えになつていただけないでしよう
か。いわゆるサバティカルイヤーあるいは給与と
いう面で教育、特別職であるということで、いろ
いろな意味で一般公務員よりもある程度優遇す
る、こういうことを考へないと私は教育というの
はこれよりか以上、上にいかない。それをただ、
いや研修せい、勉強せよというのでは、子供に勉
強せい勉強せいと言つているのと同じになるの
じゃないのかなという気がするので、文部大臣ど
ういうふうにお考えでしようか。

○國務大臣(中島源太郎君) これはあらゆる面で
教員の資質の向上のために意欲を持つていただく
ということは必要でありますし、また意欲を持つ
ていただくという方途も私ども知恵を出し合わね
ければいけないということはよくわかります。先
生が二つ御提案になつたわけですが、それ
も教員なるがゆえに休暇と称するのか、あるいは
それも現職研修と称するのか、どのようにその資

質を向上させていただくための方途を、他の公務員との均衡と申しますか、均衡というと同一といふわけではなくて、そういう面を勧素しながら、確かにこういう意欲を持っていただくためのインセンティブと申しますか、そういうものを何らかの形で知恵を出し合うということは必要なことかもしれません。直ちにこういう形でということは申し上げられないわけですが、先生の御指摘は貴重な御指摘として心にとどめさせていただきたいと思います。

○高木健太郎君 勉強せい、それから研修もせいというのは、何か子供に入学試験で落ちるぞ落ちるぞ、勉強せぬか勉強せぬかというような気持ちはだとか、あるいは偏差値でいじめるとか、あるいは競争原理を持ち込んでがたがたやるとかいう、何かそういうふうな気持ちが私ですね。だから、そういう気持ちはお持ちにならないで、これは国民の将来のことを考えて教員の資質を上げなきゃいけないというふうにお考え、純粋なお考えでこの法案をおつくりになつたんでしようけれども、しかし、竹下総理もあめとむちとよく言われますけれども、御自分ではおつしやらないんですけれども、これは非常にいいことだ。これは人間といふものはやっぱりむちばかりでは動かないもので、あめが要るということは確かなんで、今この改正法を見ますと、むちばかりであめがなによく見えますね。だから、どこかにあめがなないと、やっぱり私は動かぬのじやないかというふうに思うんです。ただ競争原理を持ち込む、自身は立派になれといふのはどうもそれは今の世の中にも合わないようなことだと思いますので、あめの方は何を考えておるか、リウォードの方は何だと。パニッシュメントばかりじゃいかぬ、リウォードがないと人間というのはドライブが出ないわけなんですから。それも一つぜひお考えをいただきたいと思います。

それからもう一つは、ドイツなんかの小学校、いわゆる中小学校の先生のお話を聞きますと、非常に暇と言つては悪いですけれども、日本の先生方

に比べて、私は日本の先生方の現場は知らないんですけれども、いろいろな話を聞いていますと、日本の先生というものは学校が終えるのが三時四時かそのくらいでしょうね。それから今度はいろいろの学校の中の仕事があるにあって、それから今度はPTAの会がありまして、それから今度は家庭訪問というようなものがあつて、非常に私、忙しいように思うんです。ところが、ドイツの話を聞きますと、大体もう一時半には終わるわけですね、学校。そして、学校の先生の責任といふのは学校だけなんです。家庭の中にも入り込まないし、社会にも入り込まない。それは社会は社会、家庭は家庭として皆さんが各自責任を持つておやりになる。私は学校の中の責任を持つていう責任分担がはつきりしているように思うんですね。

それで、私は今の日本の中学校の先生はどうもお忙しいんじゃないかな。どれくらいのスケジュールになつてあるか、大体それをわかりになりますか。まあこんなことをお聞きしてもなんですが、結局私は、こういう法改正をおやりになつて勉強させようというのいいけれども、もう少し暇をえないで参つちやうんじやないかな。

いらっしゃった先生ができるのではないかと、こう思ひます。そういう意味で、四十人学級を三十五人学級にしようという要求も出しているんです

が、私は、四十人学級は四十人学級でもいいけれども、もう少し一日の職務を減らすということは思ひます。そういうことが今度の法案を出す一つのきっかけになつているかと思います。ところで、資質向上と簡単に言いますけれども、その資質あるいは教員としての能力、それは一般国民は何によつて評価をしたとお考えでしょうか。

総理府が学校教育に関する要望アンケートといふのを一般の国民に出して調査したことございました。その結果、いろいろありますが、第一位が教員の資質向上ということにあつたんだそうですね。そういうことが今度の法案を出す一つのきっかけになつているかと思います。

総理府が学校教育に関する要望アンケートといふのを一般の国民に出して調査したことございました。その結果、いろいろありますが、第一位が教員の資質向上といふことがあります。それは教員としての能力、それは一般国民は何によつて評価をしたとお考えでしょうか。

○政府委員(倉地克次君) 今先生のおっしゃいましたように、その学校に入るためには成績を上げられる先生がいい先生だというふうにお考へになる方もあるのは事実ではないかというふう

させてみたらば全然下手だという人もあるわけですね。私そういう経験を二、三持つております。せつかく、これは研究がいいからこの人はいいよと推薦されたから、それじゃその人を登用して、来てみたら何かちょっと御病氣で、こんな、むちが震えて何を指しているかわからぬ、しゃべることも何かうまいことしゃべれぬという先生が来て、これは変なことしたなという後悔をしたこともあります。

ところが、教育というものはほとんど評価されないですね。例えばその先生が教えて、それから五年か十年たまして、それからその生徒に会つて、学生に会つてどうだったと、いやあの人から習つたのは今も頭に残つて、やっぱりそういう講義をする先生があるわけですね。そういう先生は大学の中では余り評判がよくない。あいつは教育熱心で研究は一つもない、こういうふうに言われるわけです。

そこで、今度は学校の、いわゆる小中高の学校の先生の評価といるのはどういうふうにされるんだろうかと思うんです。現在は教育委員会で何かおやりになるんですか、私よく知らないんですけども。例えば教頭なり校長なりが、どこか昇進をさせようとか、どこかのいい学校に、ある学校に、希望の学校にもつていてやろうとか、歴史のある学校にもつていてこうとか、そういうことをいろいろお考へになるときに、その先生を評価するのは教頭あるいは校長、そしてその校長が出したデータが教育委員会にいく。そうすると教育委員会で、これは余り調べもしないでかもしませんが、まあいいでしようというようなことで通じちゃう。それで評価ができるのかなと。だから、これは将来實質を向上させるということには学歴だけではないということを、さつき、そうなんですね、局長、これは学歴だけじゃない。そうしたら、その人の研究業績はもちろんあるわけです。発表とかいろいろなことをおやりになる。それから教育の現場、それからその子供の反応、そういうことを全部評価してやるシステムなり何かが学

校現場で整つているでしょうか。どういうふうにして評価しておられるんですか。

○政府委員(倉地克次君) 今先生から御指摘のありました点でございますけれども、これはやはり一番端的にあらわれますのは校長、教頭の任用などに当たつての際でございますけれども、こうしたときには、やはり從来からの勤務実績などの評価といったとして学校の管理者としてふさわしい人物かどうかというようなことを任用の客観的な基準とする次第でございますけれども、そのほかに管理職の選考試験などを実施しているところもございまして、そうしたところにおきましては面接なども当然行つわけございまして、できるだけそうした手続を踏みまして公正な人事などが行はれるようになつてはいろいろと意を配つてゐるところでございます。

○高木健太郎君 教育というのは、その教育者の意欲だと熱意であるとか、愛情であるとか、そういうちよつとはかけないものがあるんですね。だから非常に私難しいと思うんです。研究はただペーパー書けばいい研究か悪い研究かすぐわかるんですけれども、教育実績といつのはなかなか私、はかりにくんじゃないかな、こう思います。また、自分は何年も教育をしているという人はほとんど魅力がありまして、教え方が上手だとか子供がそこへなづくとか、そういうことがあります。ですが、そういう実績を見失わないように、特に今度免許法が改定になりまして、そして学歴というようなものがそこにはつくり出でてくるようになりますと、一生懸命でやつてあるといつその実績はどこかへ飛んでしまう。大学で言うと、研究ばかりしている、そして余り教育の方は熱がない、そういうことになりがちになることを非常に心配をいたします。

そういう意味では、今後、教育委員会なりあるいは校長会なり、そういうものとよく御相談をされまして、そういう目に見えないその人の評価といふことをどうしたらできるかをよく御研究していただきたい、そういうように思います。また、

そうやつて認められることが、自分が現場で一生懸命教育したことが実際に認められた、その喜びになるんじやないかと思うんですね。そうでないところは、する賢くて単位ばかり取つている人が上がりがつちやう。そうすると熱意がだんだんなくなつちやうんじやないか、そういうことも心配をしますから、ひとつ、その大学なんかの、大学教授で教育に熱心な先生はどこかへ置いてきぼりになつちやつて、業績だけが立派なやつが教授になつてしまふ。そうすると余り患者もよく診ないなんというのがおるんですよ。

そういうことでないよう、ひとつ教育に対する意欲、情熱、愛情、こういうものと、子供が、そこから出た子供がどんなになつたかといふ、そ

ういうことも判定される。それが單に入学試験で学校にたくさん入つたというようなことばかりがその評価の対象にならないように、非常に、あなたもおつしやるよう、局長も言われるよう、

大変難しい問題かもしれませんけれども、難しいからやらないといふんじゃなくて、少しでもいい方向に行くように、この際、この改正法を出されたならば、それが悪い面が出ないよう、十分ひとつ留意をしていただきたい、こう思います。

その次は、文部大臣にちよつとお聞きいたしました。この免許状の改正につきましては単位がふえるわけですね。それから、大学院なんかにも入つてくる人ができる、こういうことになるわけです。いわゆる教員の資質の向上といふことであります。これがやがては幼稚園を低く見て大学を高く見る。

今度は大学の中ではお医者さんが一番、あれ六年やりますからね、一般教養から來るので六年やる。そしてやっぱり収入がちょっと多いんですね。工学の先生は、いろいろ工場、企業にも関係があるからそれは多い。理学部になると、あそこは理論ばかりで余り大した、えらくと言つてもいけないし、順番のあるやつはこれいかぬのですね。順番のないような番号ならいいんですけれども、順番があるのは。例えば赤青白とかいう三種類の教員がいるというのは、何か私、違和感を覚えるんですね。これはまあ直観的のもので、いい悪いは別にしまして。で、人間形成というものを目指している、あるいは人間を取り扱うこれらは職場でございまして、そこに何か種類があるのもおかしい。一種二種じゃなくて、何かABCで

「でも、医学部のやつはよく通るけれども、こちらのは余り世の中に入らず役に立たぬからといって教育学部はなかなか通らない。そういうことはあつてはならぬけれども、あるようにも思うというわけです。ね、これは私の主観ですから。しかし私はまあ四年ぐらい大学になりましたから何かそんな気がするんですね。そういうことがないようにしなければいかぬのではないか。」

もう一つはもしも一種の人はできるだけ一種の研修を受けて一種をお取りなさいというのに、二種はできればなくなつてほしいというふうにお考えになつておられるんでしようね。そうすると、一種と専修ということになるのがいい形としてお考えになるんでしょうか。あるいは、もう将來は全部専修にする方が学校教育としては一番理想的な姿であるとお考えなんでしょうか。その点についてひとつ大臣の御所感を承りたいと思いま

ばいいな、こう考えた次第でございまして、前回の御質問には率直にそういう感想を得ました。一たがつて、あらゆる意味で資質の向上と一言で言うのはなかなか難しい面もございますけれども、資質の向上を私どもが、ではどこに絞るかと強いて申しますと、先ほど申したように、やはり年齢発達段階に応じて一番適切に心の指導までしていくだけるような教員の資質であろう、こう思います。

とで、今度のやつが出ておりますか、単位数をふやすんですね。あるいは改めるんでしょうか。そうした場合に、教える側から考えますと、カリキュラムがふえてくるわけです。それに対し、養成大学はもちろんですけれども、一般大学で教職課程を受けるところではまた単位数がふえてくるんですね。それから大学院の方に受け入れもふえてくる。そういうものの受け入れ態勢といいますか、条件整備というものがこの際非常に重要では

けれども、昔は戦争中に臨時医事というのがありました。しかし、その臨時医事はすぐ戦後だめになりました。そして医学部ができたわけですね。それなりまして医学部ができたわけですね。それで国家試験といふ医師国家試験で一つになつちやつてているんですね。人間の病気を診る、人間をさわるんだからとういうんで、それは一つになつてゐるんです。

それから現在はり、きゅうというのが残つていますけれども、はり、きゅうは医療類似行為といいまして、これはいまだにごたごたしているんです、二つあるために。同じ医療をやつてているのに片一方は医療類似行為である、片一方は医療なわけですね。保険が片一方は使えない、片一方は使えるという、そういうふうに区別があるし、それで、それ何とかして同じ人間の体をさわるんだから一つにしたいと思つて私なんかでも苦労しているんですけれども、なかなかうまくいかないんで

資質の評価、判定というものは難しいものなどないふうに思いました。

先生は結論をおつしやいましたけれども、その過程で研究実績だけではばかり得ないところがありますし、またその場その場で、発達段階あるいは年齢によって一番適切な指導ができる、実践的な指導力を持っている方、これを私どもは希望しております。おわけでありますし、また一方で、私は一番びっくりいたしましたのは、先生の評価が上の学校への進学率、入学率と申しますか、それの高い先生を御父兄は高く評価なさるという言葉を伺ってときつといったしました。確かにそういうことは、忘れておりましたけれども、もし進学に間近な年齢の子供を今私が持っていたとする、やはり同じようなことを考える心があるかな、全然ないとは言いかぎれいなと、こう思いました。

しかし、社会に出でますと社会には社会のや

が必要だと、こういうことでござりますが、しかしおつしやるよう、この一種、二種も随分考えまして、そういう段階別とは決してお受け取りにならないような呼称はないものだろうかというふうに考えて、できるだけ三種別に御理解いただけます。どうな呼び方を考えたつもりでござりますけれども、やはり一種、二種となりますとどちらがどうかというようなこともあるかもしれません。そういう面で、はつきり申し上げますと、二種免許登録の方はさらに資質の向上に努力をしていただくべき点を含めまして現職研修に励んでいただき、またそのような機会はつくつていかなければならぬこととも含めて御提案をしておるわけですがございまして、決して現在二種類でいいとか一種類でいいとかいうことを考えておるわけではございません。それぞれの段階で現職研修の意欲を持つていただき、そういうチャンスができるだけ多くつくつしていくことが必要であろう、率直にそ

年間というのは押さえてあるわけでしょう。カリキュラムをふやす、ふやしたいと思うけれども、四年の中にはめなきやならぬ、そうするとカリキュラムを変えなきやいかぬということになりまます。そのカリキュラムは何年ごとぐらいに変えようと思お考えですか。それからまた、カリキュラムを変えるということはどこでそれが決めるんですか。日進月歩といいますか、毎日進んでいくるわけだから、できれば毎日変えた方がいいでしようけれども、そんなことはできっこないわけですから、だけれども何年かごとに変えるということはあらかじめお考えになつてあるんでしょうか。まず、それからお聞きしておきます。

○政府委員(倉地克次君) 教員養成課程のカリキュラムの問題でござりますけれども、私どもといたしましては児童生徒の状況でござりますとか、学校教育の内容の変化などに応じまして、適宜見直すことが適當ではないかというふうに考え

そういうこともありますて、私は将来この教官によって尊敬を受けるよう、そういう教員にならなければならぬのじやないか。それは幼稚教育として大事、小中学校は小中学校として大事である、それぞれの尊敬を受け、それそれに評価されるべきじやないかなと、そういうふうに思つておりますが、この点につきまして文部大臣はどのようにお考えでしようか。

はり行き方がござりますし、そして社会に出でから小学校、中学校あるいは高校の先生のそのときには気がつかなかつた言葉が明確に思い出されまして、当時は気づかなかつたことが後に社会人になつてから意外と重みを感じて思い出されることもあるわけであります。決して入学率だけでははない、その点は御父兄の方の感覚もやはり進学だけでなく、よき社会人となつてから培われれるような教育をしてくださる教員の方々が多くれ

う考えながら御提案を申し上げているところであるということを申し上げたいと思う次第でござります。

○高木健太郎君 大変誠実なお答えをいただきまして私も大変ありがたいと思っております。

そこで、臨教審も言わわれておりますように、教員養成における教科、それから教職科目の内容については、近年の児童生徒の状況、小中高校の教育内容の変化に対応する観点から見直すということ

ただ、具体的にそれじやそれをどういうふうに
機会に見直していくたぐのが非常によろしい
じやないかというふうに考へておるわけでござい
ます。
も、これはやはり小学校など初めといたしまして
教育課程の基準の改善がおよそ十年ごとぐらい
に行なわれておるわけでござりますので、そうした
ではどうするかといふことでござりますけれども、具体的にそれ
でいる次第でござりますけれども、

進めるかということをございますが、私どもいたしましては省令事項として教科に関する専門科目でござりますとか、教職に関する専門科目を定めるわけでございますので、そうしたときにそのようなことを考へたいというふうに思つてゐる次第でございます。ただ、そうとは申しましてもこれは枠の話でございまして、具体的にどのような科目をそれでは設置するかということはやはり各大学において対応していただかなければならぬ問題でござりますので、その辺は各大学におかれましていろいろと御研究の上、対応していただければ非常にありがたい、そのように考えておる次第でございます。

○高木健太郎君 また、いわゆる単位数がふえますと、それを教える先生もふえるということで、大学自体もそれに対応しようとするとしても定員と予算というものがくつづいてくるわけであります。五十二年十一月に国大協の教員養成制度特別委員会というところから大学における教員養成という中で教職課程センターというものを設置してもらいたいということを文部省に提言をしていると思います。それから、その後五十四年でしたか、五十五年ぐらいから各国立大学の中で教職センターというものを置くようになって要求が多分出ていると思うんですけども、それがどの程度それに対応されたでしょうか。何にもしておられませんか。

○政府委員(國分正明君) 現在教員養成を直接目的としない一般大学におきましては、各大学によつてそれぞれ異なるわけでござりますけれども、例も、例えば教育学部といつたような特定の学部に教職専門科目に関します授業科目を中心して開設するというようなことにつましましては、先般の教養審における答申におきましても今後の検討課題というふうにされております。ただ具体には、例えはまだ実現は見ておりませんけれども、

名古屋大学等においてこういう課程を設けようとしたまことに具体的化のための検討は現在行つていよい状況にございます。

○高木健太郎君 検討というか、毎年出しているんですね、五十五年ごろから名古屋大学は。それから国大協から出たのはもう五十二年なんです。おおい検討していますというけれども、もう十一年以上たつてあるわけですから、そんなではとても間に合わないんじやないでしょうか。

国立大学に入つて教職課程を受けるというのは、これは教育学部に入るんじようね、教職課程というのは。ところが、例えば大学院という場合には、例えば理工系の高等学校の先生という場合、理学部か工学部へ行きたいでしょうね。その場合でも、やっぱりその先生はそこに幾らか暇を割かなくなきやならないかと思うんですが、それはどういうふうになつてあるんですか。例えば、理科の先生、自然科学の先生、そういう者は理学部の大学院にも入れるんですか、そこには全然入れないんですか、それはどうなつてあるでしょうか。

○政府委員(國分正明君) ちょっと御質問の趣旨が理解できなかつたのでござりますけれども、例えは理学部の学生が教職の専門科目をとる……

○高木健太郎君 いや、違う、違う。そうじゃなくて、理科の現職の先生が、教員がいるわけですね、高等学校などに。その人が今度は専修にならうと思って、専修免許を受けようとしている場合に、自分はどこかの理学部のどこかの実験室なりそういう教室に入つたらどうですか

○高木健太郎君 そこの大学院に入りたい、そういうことはできるんですけどと、そういうことを言つてゐる。それは、高等學校などに。その人が今度は専修にならうと思って、専修免許を受けようとしている場合に、自分はどこかの理学部のどこかの実験室なりそういう教室に入つて勉強したい、あるいはそこの大学院に入りたい、そういうことはできる

と思います。それから、その後五十四年でしたか、五十五年ぐらいから各国立大学の中で教職センターといつたようなふうになつてあるんですか。何にもしておられませんか。

○政府委員(國分正明君) ちよつと御質問の趣旨が理解できなかつたのでござりますけれども、例えは理学部の学生が教職の専門科目をとる……

○高木健太郎君 それは今自然科学の理工系の現職教員のことを言いましたんですけれども、例えは大学院の経済にいきたいとか法学部にいきたい、法科を勉強したいという人もあるわけです。その場合に一般大学にけば法学もあるし経済もあるし理学部もあるわけです。そういうところの大學生に入った方が私は非常にいいと思うんですね。ただ、引き受けた大学の方が大変だと、そういうことになるので、教職教育センターといふふうに振り切るか。それから、このごろはまた海外留学生もたくさん来てますし、それからまた一般社会人も引き受け、大学の大学院なんかでいわゆる市民講座みたいなものも開いてるわけですね。大学の先生もなかなかあつちもこつちも見なきやならぬ。

ところが、やつてくる人がいろいろ種類があるということになると、なかなか大学としても対応がしづらいので、そういう意味で教職とつけるのはどうかな、教職教育センターといふ名前もいいかわるいかわかりませんが、そういうもつとオーブンだということであれば、そこに入ると、そこ

の教室が非常にそのためにある程度負担をこうむるわけですが、そういうことができるのかでできないのか、やつてはどうでしようかといふことです。やるとすればまた定員と予算が絡みますよと、こういうことを申し上げてゐるわけですね。五十五年ごろから名古屋大学は。それから国大協から出たのはもう五十二年なんです。おおい検討していますというけれども、もう十一年以上たつてあるわけですから、そんなではとても間に合わないんじやないでしょうか。

○政府委員(倉地克次君) 私どもの方から送り出す側からの方のお話を申し上げる次第でござりますけれども、これは現在、新教育大学ではなくやられてることでござりますけれども、受験するに当たつて任命権者とか服務監督権者などの許可を得まして、その上で受験をして、許可を得て出張の形式で大学院に修学するという形態もある次第でございます。その他の大学について今私まづらかにいたしておりませんけれども、同じような手順を踏んで、かつ職務と密接に関連した研究であれば、それはそういう方途も可能ではないかと、それから、五十二年にもう国大協からそういうふうに考える次第でございます。

○高木健太郎君 それは今自然科学の理工系の現職教員のことを言いましたんですけれども、例えは大学院の経済にいきたいとか法学部にいきたい、法科を勉強したいという人もあるわけです。その場合に一般大学にけば法学もあるし経済もあるし理学部もあるわけです。そういうところの大學生に入った方が私は非常にいいと思うんですね。ただ、引き受けた大学の方が大変だと、そういうことになるので、教職教育センターといふふうに振り切るか。それから、このごろはまた海外留学生もたくさん来てますし、それからまた一般社会人も引き受け、大学の大学院なんかでいわゆる市民講座みたいなものも開いてるわけですね。大学の先生もなかなかあつちもこつちも見なきやならぬ。

時間がもう一実はカリキュラムの問題で二つだけ、これ文部大臣に申し上げたいんですけれども、「あと十五分ありますよ」と呼ぶ者あり——まだあるんですか。それじゃもう一つお聞きいただきたいと切に望むわけです。

時間がもう一実はカリキュラムの問題で二つだけ、これ文部大臣に申し上げたいんですけれども、「あと十五分ありますよ」と呼ぶ者あり——まだあるんですか。それじゃもう一つお聞きいたしましたんだが、これ、御存じでしようか。最近の非行とかいじめとかがございますが、もう一つはセックスの間

題があるわけなんですか。これ、私は医者の関係で少しセックスのことは知っているわけなんですか。けれども、広島のある病院、総合病院ですけれども、一九八一年に建ちまして、六年間診て、実際これは産婦人科の病院ですから男は来ないんです、女の人がある。その間に、十代の受診者で二千人以上をそこで診ているわけですが、このうち性交の経験者が七〇%、というのは結婚はしていないわけです、七〇%。妊娠が二千人のうち五百三十九から二十二歳というと高等学校の高学年から大学の終わりの方ですが、それが大体八〇%です。十四歳が三例、十五歳が十一例あります、十九歳までなんですが、五百三十九例のうち、十七歳が七十八名ありますけれども、七五・四%、要するに八〇%はその年ごろであるということです。十七歳から二十歳、二十二歳ぐらいの年ごろです。その妊娠した、四百五十五名妊娠しておりますが、それを人工中絶したのが、七五・四%が人工中絶をしているわけです。それで、産んだのは一九・三%、それから自然流産が四・二%。こういう状況になつていています。これ、どういふうに考えるかなんですか。一向に減つてないんです。この婦人科の責任者が言うのは、要するに妊娠をしている人にどうしたんだと聞いたら、全然避妊をしないという者が二百五十二名、四八・八%、始めから避妊をしないんですね。それで、どうしてしないんだと聞くと、男に嫌われるから私は嫌だ、コンドームをはめると男に逃げられちゃう、だから愛情のためには避妊はしない、そういうことを言つていてるんです。

そういうことで、何かセックスで妊娠をするという意識が子供に非常に希薄である。愛情愛情と言つて、妊娠という重大事に対し非常に意識が希薄である。で、その子供は特別な子供かというと普通の家庭の普通の子供、ほとんどはそうであるんです。結婚するまでにセックスはしてはいけない、タブーであるという子供はほとんどいな

い。愛し合つておればセックスしてよろしい、こ
ういう状況が今蔓延しておるんですが、これに対する文部大臣にこれは御所見どうですかといふのをあんまりですかからお聞きはいたしませんが、私は驚いたということで申し上げておるわけです。

それで、今いわゆるボルノ風のあいいう性情報というのは非常にはんらんしておりますから、何でも子供は知つておるわけじようけれども、若者の性知識というのが非常に無知である。

決定的に無知であるということをこの医師は指摘しております。特に性情報に比べて正しい科学知識がほとんどない。それから誤った知識がほんらんしている。それから、知つておるけれども知識が上滑りであつて、実感として、実践としては全然ないと言つておる。実態を知らないと言つておる。それからまた、母親が性の知識に非常に無知である。そういうこともこれ言つております。

そこで私は養成大学のいろいろのカリキュラムを見てみました。そうすると、体育保健というのを置いている大学は多いんです。ところが、体育保健というのはあって、それから生活というのもあるんです。それから、生理衛生というのは一つだけございました、この六つの大学の中で。ほかは生活健康というのがありまして、体育というのもあります。ほかが全然ない。これは局長、どういふうにお考えでしょうか。置いたらどうかと思うんですね。何で置かないんだろうか。それから、体育保健の中でどれくらいのことを教えておられるか。今までは学校では養護教員がいるんでしようか。今までは学校では養護教員が教えているんですけども、女の子にだけ教えているんですね。男の子には全然教えない。それから恥ずかしがる、担任の先生が。それで正しい教育が全然できない。これがこういう結果を生んでいるというふうに思いますので、この点保健体育は。それじゃダメなんです、実際は。私が言つておる

リキュラムにこういいうものを組むお考えがありますか。あるいは医師を非常勤講師として置くようなことはお考えでしようか。

○政府委員(倉地克次君) 最初に、学校における性に関する指導の問題でございますけれども、これは生命の尊厳、それから人間尊重の精神を基盤といたしまして、性に関する科学的知識を与えるということがまずあるわけございます。その上で男女が相互の人格を尊重して健全な異性観を持つように指導するということがあるわけでございまして、そうしたことに基づいて望ましい行動がとれるというようなことを含めまして、社会的な道徳を身につけるよういろいろと指導をしているところでござります。特に教科の保健体育でございますとか、それから道德、特別活動などを中心といたしまして、いわば学校教育全体の中で指導しているわけでございます。ただ、この問題につきましては指導方法が大変重要なものになるのではないかと思つておるわけございまして、そうした点について十分先生方の指導力の向上を図るという観点から、各種の指導資料を作成すると同時に、各種の研修会などにおきまして指導に当たる先生方の資質の向上に努めているというのが実情でございます。

それから、先生今御指摘の、医師を登用して性教育を担当さしてはどうかということでございますけれども、性に関する科学的知識を身につけておる上で一つの方策ではないかといふうに私は考えておるわけござります。今回の免許法の改正におきまして、教科の一部領域など特定の分野についての免許状を有しない非常勤講師制度などができるわけでござりますので、こうした制度を活用すれば医師を非常勤講師として採用いたしまして、そのような指導をしていただくことも可能ではないかといふうに考えておる次第でございます。

○高木健太郎君 人間の命の尊嚴とか、あるいは性道德とか口ではわかつておるんですけれども、それがどういふうに思つておるんですか。それがどういふうに思つておるんですか。この点保健体育は。それじゃダメなんです、実際は。私が言つておる

は、正しい科学知識というのは、科学というのはそういう隠し立てたような上つ面のことでは本当の身にならないんです。これは一遍スウェーデンとかヨーロッパへおいでになって、科学博物館、いわゆる生命博物館あるいは生物博物館、そういうものをぐらんになると、向こうではどんなにして教えておるかよくわかるんです。子供がそなういう博物館でちゃんと見れるようになつておるんです。そういうことも一遍考えて、いわゆる文化厅というのですか、博物館ですから、ああいう自然科学博物館、科学館、そういうところでどういうことをやつておるのか、そういうものと一緒にしないと、学校の中で、いや命はとうといものだ、いや道徳はこうだと言つたつて、そんなことはすうつとどこか頭が抜けちゃつて、実際のときには全然役に立たないと私は思つておる。いわゆる上滑りの知識しかないので、それがこういう結果になつておるんだ。だから、それは博物館その他のものも通して子供に正しい性知識を与えるということが大事だと思います。

もう一つは、いわゆる生活と体育ですか、そういふものの中で今後高齢化が進みますと、厚生省では盛んに老人収容施設をつくつておるわけですね。中間施設もつくり、いろいろつくつておるわけですが、それだけでは現在高齢化に間に合わないんですね。そうすると、お嫁さんか御主人がうちにおれば御主人が見る、子供が見ると、どうかといふと、御自宅でみとつてくださいといふことになるんです。そうすると、お嫁さんか御主人がうちにおれば御主人が見る、子供が見ると、どうかといふと、御自宅でみとつてくださいといふことになるんですね。あるいは女性は外に出ますから、うちにだれもおらぬ。一番大事なことは何かといふとセルフメイシンといふことなんですね。自分が健康、高齢者がふえるといふことは今後もう避けられない一つの現実になるわけですね。ところが、生活、健康というところの子供を教える先生がそういう

なんですね。私は、こういうことを見ました。あるおじいさんとおばあさんがいまして、おばあさんが病気になつておられるのを見ました。おじいさんが世話をします。体をついてやつたり、おしめの世話をします。いろいろする。子供は夏休みそこへ行きましてそれを見た。見て、その子供は、小学校の子供ですけれども、おじいちゃん偉いなと、こう思つたんですね。それを現実に見て初めてお世話をうのはこういふものだ、看護というのはこういふものだ、それがわかつたわけですね。だからまた、そういうふうにおばあさんがすることも大事だから、セルフメイジンも大事だし、子供にそういうことを教えておくことが大事だ。知識ばかり教えて、知識でとんがつた子供ができる、情愛も何もなくて学校さえ通ればいいというような子供ばかりつくつているような気がして、それがこの改正の中の精神にはそういうことはないんでしょうけれども、何か資格だとかそういうことばかりで、実際に子供がそういうことを見て覚えるとか、セツクスについても実際に自分自身が体験、まあ体験というかそういうことが自分の物の知識として覚える。そういう教育をしなければ今後高齢化に対しても非常に問題になるのじゃないか。

最後にもう一つ、登校拒否というのがあるわけですが、この間文部省でお調べになりました。登校拒否の問題はよくお調べになつたと思います。そういうことも今後ぜひお調べいただきたいんですけども、これについてどうお考えかということを聞いています。時間はございませんが、何か私、栄養問題もこれに絡んでいるようと思ひますね。給食をやつしているからいいということ、給食をやられるから朝と晩がお粗末になるんじゃないかということを考えられるんですね。だから、どういう食物を食べているかということを一遍大學生と高中学生全部お聞きになつて、どれくらいのものを食べているか、児童にはどうやつているか、そういう栄養が足りぬで頭が変になつておるんじゃないかという気もするんですね。

最近非常にやかましく言われているわけです。そういう意味では、私は栄養ということも非常に大事で、登校拒否だとかいじめといふものはすら、根本的なものが今案外に日本の子供には与えられないというふうに、まあそれはあるでしよう。そういう原因は私はあると思いますが、そうじやないんだが、根本的なものが今案外に日本の子供には与えられないんじゃないかなという、そういう気もしますので、そういう面も含めてひとつ今後登校拒否といふものも考えていただきたい、こういうふうに思います。

もう時間が来ましたので、これで質問を終わりたいと思います。文部大臣、もし御感想がございましたら御感想をお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(中島源太郎君) いろいろ御指摘をいたしました。

登校拒否の問題、あるいはセツクス教育の問題含めまして、私ども親というか、もうそろそろ孫ができるころでありますけれども、今の社会は情報過多、情報はんらんの時代でありますから、私は必要じゃないか。体育体育といつて、何か体育といつて体操の先生とかスポーツマンばかり私は頭に入るのだから、中身はわからないんですけれども、もつと大事なものが有るんじゃないかなとも、実際もうちょっと真剣に考えなければいかぬことだなと、こう思いました。

○佐藤昭夫君 私もまず最初に高石問題について少しお尋ねをしておきたいと思います。

午前中の久保委員の質問に対する答弁にもありました。高石氏に対する大臣からの五十項目質問に対して、まだ回答が届いていないということがありますけれども、十一月二十二日の当文教委員会でこの問題を私は取り上げました。以来二

関連を実証して考えたことがございませんでした。これからこの登校拒否問題、来年度この件に関して学校不適応対策の推進ということいろいろ対策をしていきたいと、こう思つておるわけですが、先生がおつしやつた御指摘も胸に置きながら進めてまいりたいと、このように考える次第でございます。

○高木健太郎君 一言だけ。

そういう意味で、先ほど申し上げましたように、大学の教職課程の中に生理衛生というようなもの、あるいは性科学というようなものを入れていただいたらどうか。どうもこのカリキュラムを見てみると、体育それから生活ということはあるんです。生活と学といふようなものを入れていただいたらどうか。どうでもこのカリキュラムを見てみると、体育それから生活といふことはあるんです。生活といふので、男の子がこのごろ料理をするのがやるんですけれども、料理の仕方なんてどうでもいいので、まあどうでもいいことはありませんが、おいしい方がいいんですけれども、それよりかどいうものの中へ含めておかなければいけないと思うんです。もちろんセツクスも含めればいいと、こう思いますが、そういうものが私は必要じゃないか。体育体育といつて、何か体育といつて体操の先生とかスポーツマンばかり私は頭に入るのだから、中身はわからないんですけれども、もつと大事なものが有るんじゃないかなという気がしますので、この際申し上げたわざです。

官房長、あなたは一体どつちの立場で努力してますから、まだ回答が届いていないという、あの久保委員に対するあいだ答えになるというの私は解せないと思うのです。

官房長、あなたは一体どつちの立場で努力してますから、まだ回答が届いていないのか。高石氏の方の鼻息をうかがつて、大臣がわざわざ五十項目の質問書を出したんだから、早く回答が出るようにということで官房省としても承知したいという立場で御協力を要請しているところでございます。

○佐藤昭夫君 とにかく速やかに回答を提出されるようひとつ強力な督促をしてもらおう、その上でこういう質問に対しても承知したいという回答が出たというひつ問答一覧を当委員会に資料として提出をしてもらうように要求をしておきます。

そこで次に、大臣は勤務時間外のか勤務時間内なのかよくわからぬと言ふんですから、勤務時間内といふこともあり得るかもわからぬのですけれども、とにかく高石氏が事務次官室において公然と株の取引相談をやつたことはまことに遺憾だというふうに言われておる。しかし法違反ぢやないというふうに言つておられるんですけれども、しかし、これはどうでしょうか。国家公務員法の第八十二条の三項、ここでは公務員は国民

週間かかつてゐるわけがありますが、一体回答はいつ届くのか。督促をしておるんでしょう。

○政府委員(加戸守行君) 私どもが御照会を申し上げております事柄のほとんどは、議会で、十一月二十一日のリクリート問題調査特別委員会におきます証言によりまして内容が明らかにされるところでございまして、その他細部、若干の部分につきましては、東京にあります事務所を通じまして補足、補充をしておるという状況でございます。おおむねの概要等は当方で承知をしておる状況にございます。

○佐藤昭夫君 ほとんどは証人喚問の際の証言でありますから、まだ回答が届いていないという、あの久保委員に対するあいだ答えになるというの私は解せないと思うのです。

官房長、あなたは一体どつちの立場で努力してますから、まだ回答が届いていないのか。高石氏の方の鼻息をうかがつて、大臣がわざわざ五十項目の質問書を出したんだから、早く回答が出るようにということで官房省としても承知したいという立場で御協力を要請しているところでございます。

○佐藤昭夫君 とにかく速やかに回答を提出されるようひとつ強力な督促をしてもらおう、その上でこういう質問に対しても承知したいという回答が出たというひつ問答一覧を当委員会に資料として提出をしてもらうように要求をしておきます。

全体の奉仕者たるにふさわしい行為をしなくちゃならぬという定めをしておるわけありますし、九十九条では信用失墜行為を禁止しておるわけであります。こういう点から考えてみて、私はもつともっとよく事実がどうであつたかということを精査の上で法違反があるのかないのかということの結論が出る問題であつて、最初から法違反がないという前提で調査をなさるのでは後で悔いを残すことなどが起るかもわからぬということです。そういう法違反の疑いもありということで慎重な調査をやつてもらう必要があるといふふうに思いますけれども、どうでしようか、大臣。

○國務大臣(中島源太郎君) 私の答弁の中に法違反がないと言い切つたかどうか、ちょっと覚えがございません。その事実関係は……

○佐藤昭夫君 違法行為とおつしやいましたね。

○國務大臣(中島源太郎君) それは申し上げても

申し上げなくても後段は同じでございまして、そ

れが違法と断ぜられるか否かは別といたしまし

て、少なくとも今の事務次官室での行為のこと

ございます。現職の事務次官が職務専念をするの

は当然でありますし、その職務専念をいたすべき

神聖な役所の部屋を、いろいろな来客はあります

しょされども、それがたとえ個人の単なる経済

行為といたしましても、それが事務次官室を使わ

れるということは遺憾なことである、こう申し上

げたのであります。これは違法だと適法だと

か、そこはいずれにいたしましても断定はいたし

ておりません。断定はいたしておらなくとも遺憾

な行動である、こういうふうに申し上げたわけで

ございます。

○佐藤昭夫君 違法か適法かどちらにも断定をしていないということありますから、私はそれで

結構だと思います。

そこで、前段で触れました既に事件が明るみに

出てもうこれで約一ヶ月、私が前回の質問で取り

上げてからも約半月、これだけ経過をしておるの

にせつかくの大蔵からの質問に対する回答をま

だよこさぬ。本当に久保委員も言わされたとおり、

文部省はなめられている、大臣はなめられているというふうに言つても過言ではないわけですね。そして、断定をしていないというふうにおつしやっているごとく、よく今後の事実調査の中で、さつき挙げましたけれども、国家公務員法違反というふうに言い得るような疑いを含んでおるということで、そういう場合にはひとつ文部省の結論が出る問題であつて、最初から法違反がないといふいう前提で調査をなさるのでは後で悔いを残すことなどが起るかもわからぬということです。そういう法違反があるのかないのかということをやつてもらう必要があるといふふうに思いますけれども、どうでしようか、大臣。

○國務大臣(中島源太郎君) 私の質問に対する官房

反などいうふうに思いますが、どうでしよう。

○國務大臣(中島源太郎君) よく事実は確かめた

いと思います。

前回も同じような御質問が前段でございました。

○國務大臣(中島源太郎君) 私はやや、官房長と全く同じかどうかという

ことが我ながらちよつとじくじたるところがござ

いますが、この高石氏に対します數十項目の質問

は少なくとも十一月三日からの継続した中での私

の偽らざる希望でございまして、こちらから聞き

いたこと、そしてそれに対してもお答えをいただく

ことはだれよりも私どもに答えが返つてくる

べきものであろうということを信じてこれを行つ

たわけであります。そのときには参考人あるいは

証人喚問というものがあろうとなからうと、そ

れ以前の発意であった、こういうふうに申し上げ

ました。ところが、実際には私どもの方には端的

に答えがないまま、二十一日、これは結構なこと

だと思いますが、証人喚問の席で事実を述べられ

たということでお答えをいたしました。

○政府委員(加戸守行君) 審議会の委員の選ばれた

主として局レベルで行われますが、それぞれの局

によります。対応は必ずしも同一でございません

が、一般的に申し上げますと、事務レベルでリスト

トアップをし、また事務レベルでそれを絞り込んで、最終的な判断を局としての局長に仰ぐということ

のが通例でございまして、別に一・五倍とか一・

二倍とかいうようなルールがあるわけでもござい

ませんし、また運用上そういう多数の者を上に

上げて判断を仰ぐということは、下の事務的な段階における絞り込みが行われないということは通常ないと考えております。

○佐藤昭夫君 信じられませんね。もう下の事務

的な段階から定数に絞って上に上げるということ

になれば、事実上局長や事務次官というのはめく

ら判を押すということにすぎないということにな

るわけで、局長や事務次官の判断の裁量権なしと

いうことになるわけです。私はそういうこととい

うのでは役所といふものはないだろうと。それが

もれません。それは事実確認とは別の意味で一

言申し上げさせていただきます。

○佐藤昭夫君 とにかくひとつよく調査をして、

必要な場

合には

本

たる処置をとることを繰り返し要求をしておき

たいと思います。

そこで、十一月二十一日の私の質問に対する官房

長答弁、いざれもリクルートの株の譲渡と江副氏

の教課審や大学審委員の任命とは関係がないとい

うふうに言われているが、果たしてそうかとい

うふうに書いておるわけですから、事

実ですか。

○政府委員(加戸守行君) 審議会の委員の選ばれた

主として局レベルで行われますが、それぞの局

によります。対応は必ずしも同一でございません

が、一般的に申し上げますと、事務レベルでリスト

トアップをし、また事務レベルでそれを絞り込んで、最終的な判断を局としての局長に仰ぐこと

のが通例でございまして、別に一・五倍とか一・

二倍とかいうようなルールがあるわけでもござい

ませんし、また運用上そういう多数の者を上に

上げて判断を仰ぐということは、下の事務的な段階における絞り込みが行われないということは通常ないと考えております。

○佐藤昭夫君 信じられませんね。もう下の事務

的な段階から定数に絞って上に上げるということ

になれば、事実上局長や事務次官というのはめく

ら判を押すということにすぎないということにな

るわけで、局長や事務次官の判断の裁量権なしと

いうことになるわけです。私はそういうこととい

うのでは役所といふものはないだろうと。それが

もれません。それは事実確認とは別の意味で一

言申し上げさせていただきます。

○佐藤昭夫君 とにかくひとつよく調査をして、

必要な場

合には

本

たる処置をとることを繰り返し要求をしておき

たいと思います。

そこで、十一月二十一日の私の質問に対する官房

長答弁、いざれもリクルートの株の譲渡と江副氏

の教課審や大学審委員の任命とは関係がないとい

うふうに言われているが、果たしてそうかとい

うふうに書いておるわけですから、事

実ですか。

○政府委員(加戸守行君) 役所で通常残しております

ますのは、最終的な決裁を得られたものが記録と

して残るわけでございまして、従来のそういう

委員の選考過程、仮に事実上のものが残っている

といたしまして、それは人事に関することでございまして、AとBとCというリストがあり、そ

のうちからAとBが選ばれたということが多いわゆる人事に関する資料でございまして、提出する

ことはいたしかねるわけでございます。

○佐藤昭夫君 通常の場合ならば、私はその答弁

でまあまあ通るというか、辛抱していく問題かとい

うことです。しかし、事が今このリクルート疑惑

ということです。政官界、官界の中での文部省と労働

省の事務次官、職務権限と関係があつたかどうか

といふ、ここが問題の焦点になっているわけです

ね。そういうことでありますので、下からどうい

うことです。政官界、官界の中での文部省と労働

省の事務次官、職務権限と関係があつたかどうか

といふ、ここが問題の焦点になっているわけです

ね。そういうことでありますので、下からどうい

論を東京地検といたしましても踏まえて、それなりの調査検討はなされているものというふうに承知いたしております。
○佐藤昭夫君 内容までは言えないというのはそれはやむを得ないと思いますけれども、着目して

いる一つだというふうに理解してよろしいですか。
○説明員(古川元晴君)いろいろ言葉が難しいと思ひますけれども、このような御議論がなされおりることは十分東京地検も承知いたしておりますことで、そういうことをまた踏まえましてそれなりの対応はされているものというふうに承

○佐藤昭夫君 次の、前回の質疑でこの高石氏が次期総選挙への出馬を目指して政治資金のトンネル機関とも言うべき生涯学習振興財団に帝京大学から八億円の寄附をさせているという事実、久保委員も言わされましたように、私も前回取り上げました。私たちの調査では八億円のうち六億がいわゆる財団基金、二億が一般経費ということで運用されている。こうなりますと、この二億分が政治活動費に流れている疑いがあるわけであります。活動費に流れている疑いがあるわけであります。法務省、この問題も着目をして調査されているでしょうか。

○説明員(古川元晴君)　御指摘の財团への寄附の問題に関しまして、これも同様に種々の報道がなされておりますし、また国会でも御議論がなされております。また、過日の衆議院リクルート問題調査特別委員会におきましても高石氏御本人が証言をなされておるところでございます。このようないつもにつきまして、東京地検といたしましては十分承知いたしておりますということで御理解いただ

○佐藤昭夫君 大臣にお尋ねします。
　この帝京大学の寄附問題を口実にして来年度の私学助成削減の動きが急速に台頭しているということがあります。この不正、乱脈の私学経営に対するメスを入れるという問題と、全体の私学助成たいと思います。

成を、それを全体を削減をするというところに結びつけていくことは全く不当なことだと思います。そこで大臣、年來の文部省の方針であります私学の経常費二分の一助成を目指すということの基本方針、それをまさか変えるということではないでしょうかね。

○國務大臣(中島源太郎君) 先生御指摘の点は私どもも十分心得て進まなければならぬと、こう思つております。その点を私も重々何回も申し上げておるわけございまして、一私学の学校法人の行為、それから一方では私学助成の重要性といふものは、それがまず前提にあつて、その私学助成を拡充せしめるということが、一学校法人の問題

題で全体を誤つて見られるというのは大変残念な
間違いでござりますので、私はまず先生がおつ
しゃるとおりでありますて、幼稚園あるいは大学
において七〇%を私学に依存しているわけであり
ますし、また立法の精神からいたしましても、そ
こで学ぶ方々の経費負担の軽減というものが大き
い目標でありますから、それからまた先生方から
五〇%助成を目指して頑張れと言われている中
で、現在は残念ながら一七%を割り込むという状
況でありますので、これからますます私学助成は
必要だという認識を多くの方々に持っていたくま
必要がある。それと私学助成のあり方に對してい

いろいろお知恵を拝借するということは別問題と申しますが、むしろ私学助成の拡充に資する道を模索していただくという意味で御理解をいただきたいと、こういうふうに思いまして発言をいたしておりますところでござります。

○佐藤昭夫君 そういう立場からぜひ二分の一助成の早期達成、ここへ向けて一段の御努力をお願いしたいと思います。

高石氏の公選法違反の疑いの問題を久保委員も取り上げられました。ありましたように、高石部長と語る会のパーティ券、相当数の文部省の幹部や職員も協力をさせられて、各府県教委や国立法大学、それから教育文化関係団体、こういうところに持ち込まれている。三重原議会のここで公然

と論議になつてゐるといふことは前回私取り上げましたけれども、その後の報道で柄木、岩手、福井、埼玉、奈良、こういうところでもこのパークィー券が教育委員会を通して持ち込まれてゐるという、ここまできますと、これは全国的にやらされているんではないかという疑いがある。そこ

○政府委員(加戸守行君) 語る会のパーティ券につきましては語る会事務局、具体的に多分高石事務所だと思いますが、そちらからなされていてることでございまして、私ども文部省内におきます

○政府委員(加戸守行君) 文部省として、パーティー券売り込み、働きかけ等の事実はございません。○佐藤昭夫君 それ聞いてるんじゃないんです。それは久保さんが聞かれて、文部省としてはやつてないけれども職員個人がやつているものがあるかもわからぬけれども、そのところはつぶさにはわからぬと、こういう答弁だったんですけど、う一遍。

れども、私が言っているのは、全國的に各県教育委員会、さらには國立大学、こういうところへのパーティーカードの持ち込みがやられているんじゃないか、そこを調べていますか、実情をどういうふうにつかんでいるかと言っている。

○政府委員(加戸守行君) 当方は文部省内の行動についての実情把握をしたわけですが、具体的に高石事務所がどのような形でパーティーカードをもつていろいろなところを回っているのか、その辺のことは全く把握していません。

○佐藤昭夫君　国立大学は文部省の直轄でありま
すし、そういう意味では決してやるがせにできな
い問題だと思います。文部省内の職員がどういう
ふうに動かされたかということについても一層考
りません。

査をすると同時に、国立大学、それから教育行政という点で見て各都道府県教育委員会、こととの関係がどういうふうになつてゐるかといふ、このところはひとつよく調査をしてもらいたいとのことで、その調査の結果は次回またお聞きをします。

そこで、こんなふうにして各地の集会などでありました高石のネーム入りのつめ切りを贈った通り、あるいは毛筆セットを配ったとか、これもネーム入り、写真が出ています。ということで、福岡県選挙管理委員会は公選法違反の疑いがありと、いう点についての指摘の報道がありますが、中央選管、自治省、どういう御見解でしようか。

○説明員(田中宗孝君) お答え申し上げます。
お尋ねの件につきまして、自治省といたしましては事実関係を調査、確認するような立場にはございませんので、当該案件につきましての具体的な答弁は差し控えさせていただきたいと存じます。御了解願いたいと思います。

○佐藤昭夫君 もし事実とすればどうのことでしょう。もう一遍御見解を。

たは公職の候補者となるとする者は、選舉管理委員会に於けるある者に対する対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない」と定められてゐるところでござります。

そこで、大分時間がたちましたけれども、法務省に入ります。時間の制約がありますので、まず言いたいことをここからずっと先に順番に言つていきますけれども、特別免許状、それから免許状の取得をめぐる問題でありますので、要旨をしておきます。

ない非常勤講師の制度化を本法案で打ち出したわけでもありますけれども、そこで私、大臣、本会議でもお尋ねをいたしまして、ひとつ答弁漏れをしないようにということまで念を押したんですけれども、その答弁だけ意識的に外された。柏谷さんも同じ質問をされたんですかと外されたということなんですかと、こういう免許状がなくとも教壇に立ち得る、教科の一部とはいえた。大体教科の一部、それからクラブ活動、そこで、一番危惧をいたしますのは何か。いわゆる顧問のような形で、クラブ活動の顧問のような形で援助に当たるということは現にもう行われておりますし、そういうことなんかはあえて否定するものではないわけです。

しかし、いわゆる教壇に立つというか、教授に当たる、授業につくという、ここが単なる顧問とは重大な違いがあるわけでありまして、そして昨

今、例えば武道を格技に名称を変えるとか、ある

いはまた六十三年度の予算でも全体の公立学校の

体育施設の予算二十一億増、その中で柔術道関係

で七億二千三百万円増三分の一以上体育館増設

の中で、これが占めておるといふこの状況が背景

になりながら、剣道、柔道等々、こういう分野に

まず警察、自衛隊の現職ないしは退職者、こうい

う人物が教壇に立つ、教授に当たるということで

入り込んでくるんじゃないかといふそれが多分

にあるわけです。この法案を見る限り、そういう

ことが起らぬといふ法的歯どめはこの法

案自身には出ていないといふのでその心配が消え

ないわけでありますけれども、この点についてどうでしよう。

○政府委員(倉地克次君) 免許状を有しない非常

勤講師の制度でござりますけれども、これは学校

教育の多様化に対応いたしまして、一般社会での

実体験に基づきます専門的知識をお持ちでござい

ますとか、技能を身につけた方に教育を担当して

いただこうということでこの制度が設けられたわけでございます。採用に当たりましては、担当分

野にふさわしい方について、学校教育の実施に特

に必要があるというふうに認められた場合に限つて授与権者の許可を受けて行うわけでございます。

そうしたことじでござりますので、どのような者がふさわしいかどうかということは担当させようとする分野についての専門的知識、それから技能を有しているかどうか、それから児童生徒に与える影響、教育効果など教育上の観点に立つて具体的に個々に判断されるものだというふうに考へている次第でござります。そういうことでございまますので、一定の職業について一律にどうこういう判断をすることは適切でない。この制度の建前からはそのように考えている次第でございまます。

○佐藤昭夫君 私が尋ねておりますのは、この法律の理論上といか法理上、法律の仕組みの上からいつてみればそういう警察官とか自衛隊員とか職員とか、こういう人々が入ってくるといふことを禁止するということではない、そういうこともあり得るという法律の仕組みになつていますね。その理論上の問題を聞いています。

○政府委員(倉地克次君) 先ほど申し上げましたように、一定の職業について一律に判断する制度ではないというふうに考えておりますので、具體的な方々が個々に専門的知識、技能を有しておられる内申権でございますが、これは県費負担教員につきましては県教育委員会が任命権を持つてゐる次第でござります。そうした観点から、市町村教育委員会につきまして、いわゆる内申権といふものが認められている次第でございりますけれども、校長についてはそのような内申権は認められていないといふのが現在の制度でございます。

○佐藤昭夫君 そうすると、いよいよ重大です。校長は大体職場の教員に附つて、そうしてどうするかといふことの判断をするんですけれども、それにかかわりなく教育委員会、任命権者が任命、配置する、こういうことになるのですから

いよいよ重大です。

そこで、いざれにしても、この任命権者が任命をし配置をするわけでありますけれども、法律は免許状のない非常勤講師でどういう職業の人人が入る、どういう人は入らないといふ特段の定めはしないといふことでありますけれども、その

際、例えば武道の関係などについて——さつきちょっとと私は思うんです。やつぱり文部省として、教育基

本法の精神に立つて教育はいかにあるべきかといふ一定の指導があつてしまるべきじゃないかと思

いことなのか。ちょっと念のためそこを聞いておきましょ。

○政府委員(倉地克次君) 任命権者が採用するわけでござりますから、任命権者の判断によるといふことでござります。

○佐藤昭夫君 そうすると、この点については校長の内申権はないということですか。

○政府委員(倉地克次君) 地教行法の定めるところによりますと、校長はたしかそういうことについて意見を申し述べるということはできることがありますので、一定の職業について一律にどうこういうことはできるのではないかといふうに考へる次第でございます。

○佐藤昭夫君 一般的意見は述べられるけれども、いわゆる人事の内申権といふのがありますね、そのいわゆる内申権は校長にあるのかないのか。

○政府委員(倉地克次君) 先ほど申し上げましたように、一定の職業について一律に判断する制度ではないというふうに考えておりますので、個々に考えて、こういう担当する分野では適切ではないといふうに申し上げている次第でござります。そういうことでござります。

○佐藤昭夫君 先生のおっしゃつておられる内申権ですが、これは県費負担教員につきましては県教育委員会が任命権を持つてゐる次第でございまして、そうした観点から、市町村教育委員会につきまして、いわゆる内申権といふものが認められている次第でございりますけれども、校長についてはそのような内申権は認められていないといふのが現在の制度でございます。

○佐藤昭夫君 そうすると、いよいよ重大です。校長は大体職場の教員に附つて、そうしてどうするかといふことの判断をするんですけれども、それにかかわりなく教育委員会、任命権者が任命、配置する、こういうことになるのですから

いよいよ重大です。

そこで、いざれにしても、この任命権者が任命

をし配置をするわけでありますけれども、法律は

免許状のない非常勤講師でどういう職業の人人が入る、どういう人は入らないといふ特段の定めはしないといふことでありますけれども、その

際、例えれば武道の関係などについて——さつき

ちょっとと私は思うんです。やつぱり文部省として、教育基

本法の精神に立つて教育はいかにあるべきかといふ一定の指導があつてしまるべきじゃないかと思

いますけれども、このところについて警察や自

衛隊の現役、退職両方どっちでもいいでしょ。

この職員がその教授に当たる、授業に当たるといふことが、文部省としてはそういうことが望ましい、そういうことがどんどん起こった方がいいと思つてゐるのか、そういうことは起こらない方がいいと思つてゐるのか、どつちですか。

○政府委員(倉地克次君) 先ほどから申し上げてゐるところでございますけれども、この制度につきましては、一定の職業について一律に判断することとは適切ではないといふうに申し上げている次第でござります。そういうことでございます。

○佐藤昭夫君 そうすると、この点については校長の内申権はないということです。

○政府委員(倉地克次君) そうすると、この点については校長はたしかそういうことについて意見を申し述べるということはできることがありますので、一定の職業について一律にどうこういうことはできるのではないかといふうに考へる次第でございます。

○佐藤昭夫君 一般的意見は述べられるけれども、いわゆる人事の内申権といふのがありますね、そのいわゆる内申権は校長にあるのかないのか。

○政府委員(倉地克次君) 先ほど申し上げましたように、一定の職業について一律に判断する制度ではないというふうに考えておりますので、個々に考えて、こういう担当する分野では適切ではないといふうに申し上げている次第でござります。そういうことでござります。

○佐藤昭夫君 一般的意見は述べられるけれども、いわゆる人事の内申権といふのがありますね、そのいわゆる内申権は校長にあるのかないのか。

○政府委員(倉地克次君) 先ほど申し上げましたように、一定の職業について一律に判断する制度ではないといふうに考えておりますので、個々に考えて、こういう担当する分野では適切ではないといふうに申し上げている次第でござります。そういうことでござります。

○佐藤昭夫君 そうすると、いよいよ重大です。校長は大体職場の教員に附つて、そうしてどうするかといふことの判断をするんですけれども、それにかかわりなく教育委員会、任命権者が任命、配置する、こういうことになるのですから

いよいよ重大です。

そこで、いざれにしても、この任命権者が任命

をし配置をするわけでありますけれども、法律は

免許状のない非常勤講師でどういう職業の人人が入る、どういう人は入らないといふ特段の定めはしないといふことでありますけれども、その

際、例えれば武道の関係などについて——さつき

ちょっとと私は思うんです。やつぱり文部省として、教育基

本法の精神に立つて教育はいかにあるべきかといふ一定の指導があつてしまるべきじゃないかと思

うんですが、どうでしょうか。二つお答えをいたしましたが、私は教育基本法の精神を尊重して文教行政を進めているということは当然のことです。

それから、任命権者たる県教育委員会等と申しましたけれども、その教育委員会等が学校や地域の実情を勘案して、既に相当の社会的経験を有する者について教育職員検定を実施して、これは特別免許状の方であります。その合格者に対する特免許状、これを特別免許状と称するわけでありますから、県の教育委員会等が地域と……。

○佐藤昭夫君 それは今議論していません。

○國務大臣(中島源太郎君) そういうことがあります。ですから、教育委員会の中では勝手にとおっしゃいますが、勝手という部分がちょっと気になりますが、学校とか、それから地域の実情をよく勘案してという文言がございます。それから、非常勤講師の方は、分限をと申しますが、その担当する分野を限定してお願いをする、こういうことあります。

もちろん先生のおっしゃる範囲は法理上はあります。また一般的に言えば、これはもう書道とか国画工作その他いろいろな面がござりますから、先生のおっしゃるところには限定して絞れる話ではございませんけれども、そういうものを含むたしまして今私の言ったような方向で、非常勤講師は分野を限定して、そして特別講師はそういう地域とか学校の実情を勘案していうことが入つておるということも申し上げたいと思うわけでございます。

○佐藤昭夫君 担当する部署、担当する内容を限定して教科すべてじゃない、教科の一部だとうふうに言われよども、繰り返し言っていますけれども、今まで顧問のような形で援助についていたというのと、今度の法律によって道が開けるのは、授業の一部を持つ、当然それは点数もつけ

るということがこの結果として伴つてくるんですから、このことについては大違いがある。現に今まで警察の職員や自衛隊の職員がそういうことをやつていた、授業の一部を持つ、一部とはいって、こういった例はないんでしょう。あつたといふても、それは大変なことだから。

○政府委員(倉地克次君) 私いたしましては、現在のところそういうことを仄聞しておりますのが実情でございます。

○佐藤昭夫君 だから、今まで例がないことを今までの法律によつてそういう道をつけようというんですから、大問題ですよ。

文部大臣、この法案審議はきょうでしまいじゃない。これから何遍も何回も、二回も三回もやるわけですから、一遍よく頭を冷やして、教育行政はいかにあるべきか、教育基本法の見地から見てどう考へるべきか。それは人事権、任命権は教育委員会にあるということは重々承知の上で文部省はどういう指導をすべきかという問題として問い合わせているんですから、もう一遍よく考え方を練つて、この点のきょうのような答弁では絶対に承服ができない。これはもう戦後教育の重大変化を來す問題になるんだということ、私は次回また再答弁を求めます。

そこで、あと残り時間は、久保議員もやられた免許状が三種類になることが給与上の差をもたらすのではないかというこの問題について、もう局長も、初め局長が言うておつたのと後で言うておるのは違うんですねけれども、これも私は本会議で、現在は考へていらないというふうに衆議院で答えていたが、今後とも考へていないと、うなづつとくつかけやつて、将来に向かつて、この給与の上でその差は出でてくるはずがないというふうに言い切つていはすだけれども、なぜそこをやうやくするのかということ、どうもおかしな影武者がおるのかということなんですが、念のためにもう一つ聞いておきましょう。

とにかくよう人事院を含めてのこの話の中で、今後とも給与の差はつかないはずだということが明白になつたんですけど、ことしの七月四日、文部大臣は人事院に要望書を出しておられますね。御記憶にあるのかないのかあれですね。第一回に「学校の管理・運営の責任者として重大な責務を有する校長及び教頭の給与について、若手管理職の登用の促進を考慮して若手管理職層の俸給月額を引き上げるとともに、最高到達俸給月

までの現在のことと、こういう言い方をしていられるんだというふうにおつしやつておるみたいですね。ちょっと議論の立論上そういうことです。大臣、確かめておきます。

○國務大臣(中島源太郎君) これはそのとおりでございます。そのとおりと言つてちよつとあれど、二つありましたから、よろしいですか。

○佐藤昭夫君 いいです、ちよつと、もう時間が余りありませんので。

給料表をどういうふうに定めるというか、どういうふうに起案をするかということについては、これは人事院が勧告をして政府として決める、こうしたことになつておるんですけども、從来教員の免許状二種類でしたね。しかし二種類だからといって給料表を別建てにする、一種免許状者と二種免許状者と別建てにするということにはしてこなかつたですね。

○説明員(原口恒和君) 現在はしておりません。

○佐藤昭夫君 そうすると、その論理というか、その考え方からいえば、今回三種類に免許状がなるからといって、そこに給料表の上の差をつくら、違ひをつくるという考え方には人事院は持つてゐるんでしようか、持つていないんでしようか。

○説明員(原口恒和君) 御承知のように、現行の給料表におきましては、一般的に職員の給与、その官職の職務と責任に応じてこれを決定するということで、それを具体的に示す資料として級別資格基準表とか級別標準職務表というのを定めておるわけございますが、これにつきまして、今回の教育職員免許法の改正に伴つてこの級別資格基準表の改正を行うということは現在のところ考えておりません。

○佐藤昭夫君 だから、それも現在のところ考へていていますと、関係法令でどういう考え方が出でるけれども、そこの答弁がちよつとすかず答弁で本会議は終わつているわけです。そこで、ずっと聞いていますと、この関係があるんだということで、これは言つて、要するに、給与法でどういう論理として免許状の種類の違いによって給料表の差をつくるという論理を今まではやらなかつた、戦後一貫してやらなかつた。だから人事院として

は今後ともやらないはずだというふうに私は信じたいわけですけれども、それでいいでしょうか。○説明員(原口恒和君) 御説明いたしましたように、給与につきましては、その官職の職務に応じて決めておるわけでございますから、その職務内容等に変化がない限り、資格基準表など改正するということは考えておりません。

○佐藤昭夫君 そうすると、職務内容の違いがない限りと、そこで今回の免許状の一種、二種、専修、これは職務上の差をつくるというものではありませんね。

○政府委員(倉地克次君) 三種類の免許状によりまして、それぞれの教員が担当する職務内容について格段の差異があるというふうには考えておりません。

○佐藤昭夫君 そうすれば、これは問題は明白なはずなんですね。この職務上の差がない限り、給料表を別にするという考え方には人事院が担当する職務内容について格段の差異があるというふうには考えておりません。

○佐藤昭夫君 そうですね。この職務上の差がない限り、給料表を別にするという考え方には人事院が担当する職務内容について格段の差異があるというふうには考えておりません。

○佐藤昭夫君 そうですね。この職務上の差がない限り、給料表を別にするという考え方には人事院が担当する職務内容について格段の差異があるというふうには考えておりません。

○佐藤昭夫君 だから、それも現在のところ考へていていますと、この関係があるんだということで、これは言つて、要するに、給与法でどういう論理として免許状の種類の違いによって給料表の差をつくるという論理を今まではやらなかつた、戦後一貫してやらなかつた。だから人事院として

額を引き上げる。」こと、「また、校長・教頭の管理職手当を引き上げる。」、こうあるんですが、若手管理職というのは何ですか。具体的には何を指しているんですか。

○政府委員(倉地克次君) 管理職と申しますと教頭と、それから校長でございますので、そうした方々の中で若手に該当する方のことを指しているということございます。

○佐藤昭夫君 いやいや、もっと具体的にどういう層を指しているの。この管理職、通常管理職という場合には校長、教頭というのがまあ常識的に言われているわけですね。しかし校長、教頭といふことは文章の前半のところで出てきている。後半で若手管理職は具体的には何を指しているのか。

○政府委員(倉地克次君) 突然のお尋ねで大変恐縮でございますけれども、若手管理職ということでおざいますから管理職は校長と教頭しかいませんから、その中で若い人という意味の……

○佐藤昭夫君 よろしい。そうしたら、これは今答弁を聞く限り、この免許状の三種類かのこの問題とは無関係だという問題として理解をせざるを得ない。しかし、私はこういうものが出てくるということの中に、今度の免許状三種類を通して給与の差をつくつていこうという、このひそかなる陰謀がはしなくも出ておるんじゃないかということ、これは引き続きまた次回やりましよう。

○勝木健司君 私も本論に入る前に、高石前事務次官に連しての幾つかの質問をしたいと思いま

まず、大学審議会、教課審で高石氏以外にかかわった担当者につきましてリクルートコスモス株譲渡に関しての調査をされましたかどうか、また今後するつもりがあるのかどうか、お伺いをしたいというふうに思います。

○政府委員(加戸守行君) 文部省といたしましては、リクルートコスモス株が最初に譲渡されましては五十九年の十二月でございますので、その

時点におきまして在職されておりまして、その後退職された幹部並びに現職の幹部につきまして株式の有無の調査をいたしまして、高石氏以外には株を取得していないということを確認させていただいております。

○勝木健司君 高石氏が地元でつくつておられた生涯学習振興財団の事業の概要、そしてまた認可された経過につきまして関係資料の提出を含めて御説明をしていただきたいというふうに思いました。

○政府委員(加戸守行君) 生涯学習振興財団は、豊かで活力ある地域社会づくりに寄与するということを目的といたしまして、主たる事業は生涯学習会館を設置運営することとございまして、それ以外に教育関係団体等に対する援助や各種相談事業などを行なうということを寄附行為の中で明らかにしているところでございます。

○勝木健司君 認可された経過について御説明を。

○政府委員(加戸守行君) 生涯学習振興財団は福岡県に所在します福岡県教育委員会が許可を行ないます財団法人でございまして、同県の所定の手続に従いまして本年の七月六日に申請があり、七月八日に許可を受けております。

なお、これは既に書類等が完備しておるということで早くなったわけでございますが、それ以前の間に相当濃密に内容の詰め等が行われまして、状況が財団として認可するに適切ということで認められたものと理解いたしております。

○勝木健司君 帝京大学がこの財団に対しまして八億円の寄附を行なったということにつきまして、文部省は多額の寄附であるということで驚いておられるというコメントが出来ておりますけれども、これにつきまして調査また事情聴取した経緯について御報告をいただきたいというふうに思ひます。

○政府委員(野崎弘君) 今回の寄附の件に関しまして、帝京大学の方から聞きましたことにつきまして私からお話をさせていただきます。

まず、寄附についての理事会の決定の日が六十年五月二十七日で、寄附金額は八億円というところでございます。寄附した趣旨につきましては、学校法人帝京大学が福岡県大牟田市に九州帝京短期大学を設置している、この短期大学につきましては地元の誘致要請もあつて福岡県の教育水準の向上のために設置をした、そういうこととの関連もございまして、福岡県の生涯教育の発展のために寄附を行なった、こういうようなことでございます。それから寄附金の財源につきましては、債券の運用、預金利子、このように聞いておるわけでございます。

○勝木健司君 また、九州帝京短期大学の設立認可の過程の資料というものを提出していただきたいというふうに思います。そして、その際に高石氏が何らかの働きかけをしていないのかどうか、お伺いをしたいというふうに思います。

○政府委員(國分正明君) 大学の設置認可は、申請があつた場合に、制度上、大学設置・学校法人審議会、六十二年九月までは大学設置審議会と私立大学審議会の二つの審議会に分かれていますが、に諮問いたしまして、その審議会の慎重な審査を経て、その答申に基づいて認可するかどうかを決める、こういう仕組みになつておりますので、高石前次官がこれに何らかのかかわりを持つということは制度上ないというふうに考えております。

なお、設置申請あるいは認可に至るまでの基本的な流れにつきましては資料としてお出しいたしました。

○勝木健司君 高石氏の後援会入会勧誘を福岡県私学協会が行つてはいたということありますけれども、これにつきまして調査また事情聴取した経緯については御報告をいただきたいというふうに思ひます。

○政府委員(野崎弘君) その件についての率直なる御見解をお伺いしたいというふうに思ひます。

○國務大臣(中島源太郎君) 教育改革については、非常に大きいと言わざるを得ないと思います。これについての文部省の見解をお伺いしたいというふうに思ひます。

○政府委員(野崎弘君) 現在、福岡県の協会のお話が出たわけですが、ここにつきましては文部省から助成金というものは出しておりません。

それから、私立の中高等学校の所管、これは都道府県でございまして、文部省としてはその実態を把握はしていないわけですが、一般論として申し上げますと、団体がその構成員に対しまして後援会員の勧誘を行うということは団体内部の活動と考えられるわけでございまして、このこと自体が直ちに教育の政治的中立に関する法令上の問題になるというようには考えておりません。

○勝木健司君 高石氏の選挙資金集めのパートナー券を文部省の職員の方が都道府県の教育委員会に売り込んでいたというふうに言われておりますけれども、これは事実であるのかどうか、御確認をいただきたいというふうに思います。これが事実であれば、これまた公務員の中立的また中正的な立場を侵すものではないかというふうに思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

○政府委員(加戸守行君) パーティー券の購入につきまして、文部省として教育委員会等に働きかけたというような事実はございません。

○勝木健司君 文部大臣にお伺いをしたいというふうに思ひます。

文部省は教育改革についてどのように一体考えておられるのかということでございます。□では何とも言えるのでありますと、□で言つていてことと、実際にやつていることが同じであるといえます。私は、この表面化した一連の事実を見限りそうは信じられない、そうとは決して思えない自信を持つておられるのかどうかといふことであります。

これは言つてみれば文部省の助成金でやつておるふうに思ひます。教育の場を特定の候補者の選挙運動の場にする、そういう教育の中立性といふのを侵すおそれが非常に大きいと言わざるを得ないと思います。これについての文部省の見解をお伺いしたいというふうに思ひます。

○國務大臣(中島源太郎君) 繰り返して申し上げません。これは先生方もよく

卷之三

ただ、「二十一世紀に向けまして、これから社会の変化にみずから対応できるような心豊かでたくましい青少年を育てるという一方で生涯学習といふものも提倡いたしておりますから、言うなれば

論があつたわけでありますけれども、この三種類免許の新設に関して臨教審答申との関連はどうなつているのか。また臨教審での論議というのは、今回の三種類免許の創設並びに今後の運用にどのように反映されているのかどうか、お伺いをしたいというふうに思います。

月の教育職員養成審議会の答申でござりますけれども、こゝにおぎましては、教員の養成及び免許

あつたことは返す返すも残念でございまして、私もばかりではなく、文教委員会で熱心な御討議をいただいております先生方にまで御迷惑をおかけしているのではないか、このような心の痛みさえ感ずる次第でござります。

この法律案は成立に至らなかつたわけである。

○勝木健司君 それでは、今回の法案に入ります。
取り戻すには、これは相当な努力が必要、このように思つておられる次第でございまして、三倍も五倍もと申し上げておりますが、これは何倍かけねば済むかという問題ではございません。そういう点でまことに残念なことだと思っておりますが、これが文部省にそのような土壤があつたのではないとかいうようなことだけは何とか払拭して信頼を取り戻したい、それを専一に考え、努力をいたしておるところでござります。

て、今回の法案では専修免許、一種、二種の三種類の免許状を設けるということを提案させていた
だいている次第でございます。これは幅広い範囲から教職にすぐれた人材を得るとともに、教員の自発的研修を助長しよう、そういう趣旨からそういうことになつていて次第でございます。

○勝木健司君 そこで、専修、一種、二種、この三種類の免許状を設けるにつきましては、学業主

義を教師の間に持ち込んで、また教師の間に格差をもたらすものだという批判がたびたびなされてしまうことがあります。しかし現在でも幼小中高等学校におきましては一級、二級の区別があります。また、小中と高等学校では免許の基準が異なっております。学歴主義を言うのなら、やはり現行免許法そのものを改めて、免許を完全に一本化すべきだという議論に行き着くところであります。

免許と学歴との関係につきましてどのような基本的な考え方を持つておられるのか。また学歴主義と言つうならば現行が既にそなだとも言えるのでありますけれども、このような点についてどう文部省お考えなのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○政府委員(倉地克次君) まず、専修免許状の新設の趣旨でござりますけれども、これはやはり大学院修士課程を修了された方を教育界に招致するとともに、現職教員の中で現職研修を行つて、そうした免許状を取得するという自発的な意欲を喚起しようということもあるわけでありまして、幅広い範囲からすぐれた人材を求めようということに趣旨があるわけでございます。

そうした趣旨で三種類の免許状が設けられたわけでござりますけれども、この免許状の担当し得る教育活動を見てみますと、これは教科の指導のほかに道德、特活など学校教育全体にわたる職務であることについては変わりないわけでございまして、職務の内容について差があるということにはならないというふうに考へている次第でござります。それから、現職経験と単位の修得によりまして、一種の方は専修に行くこともできるわけでござりますし、二種の方は一種の免許状を取得することもできるわけでございまして、教員に就職したときの免許状の区分が永続的に固定されるものではないというふうに制度が構成されている次第でございます。

そうしたことから考えますと、私どもといいたしましてはこれが学歴主義を教育界に持ち込むもの

○**勝木健司君** 中島文部大臣、この免許と学歴との関係について、基本的な考え方はどんなものがあるのか、御所見をお伺いしたいというふうに思っています。

○**國務大臣(中島源太郎君)** 今ほとんど政府委員からお答えをしたところでござります。

さきに御提案をいたしましたときには、専修、標準、初級という言葉を使わせていただきたわけではございますが、それをせめて一種、二種と変えましたのは、三段階というよりは三種類の免許状といたします。そして、ある意味では学歴を意識されるかと思いましては、やはり学部卒業者を一種免許状といたしまして標準的な水準、こう申し上げますと学術偏重かと思われる点もあろうかと思いますが、しかし今政府委員からお答えしましては、二種の方はまだ現職研修の中から一種、また一種の方は専修へと移つていくという道も開かれておるわけでございまして、最初の区分が永続的に固定されてしまえば、これはやはり学歴の縦割り、こう言われても仕方がないと思いますが、永続的に固定するものではないという点で、私は御理解をいただける点が多いと、このようにお考へておるところでござります。

○**勝木健司君** 先般の本法案の趣旨説明の中でも中島文部大臣は次のようなことを言われておられます。「学校教育の直接の担い手である教員の活動は、人間の心身の発達にかかるものであり、児童、生徒の人格形成に大きな影響を及ぼすものであります。」「まず、その最初の段階であります養成教育において真に教員にふさわしい人材を育成することが肝要であります。」云々ということであります。が、そこで文部大臣にお伺いいたしますが、「眞に教員にふさわしい人材」とはどのような人材をお考へになつておられるのでありますか、お伺いしたいというふうに思います。

○**國務大臣(中島源太郎君)** これは二つございま

す。少なくとも私どもが教員の資質に必要なものは、例えば教育に対する使命感でありますとか、あるいは児童生徒に対する愛情あるいは幅広い知識、それからそれに裏打ちされた実践的な指導力等々でございます。

質問でございます。

例えば、道徳教育におきましては、小学校低学年では兄弟姉妹や友達と仲よく助け合おうとする態度を教えよう、それから中学年では友情や信頼を大切にする心を養つていただきたい、そして高学年では広く他の人々への思いやりの心を育てるなどを重点化して指導することを提言いたしておりますところでございます。そういうことを含めまして、あらゆるときには、そしてまた実際には、実践的な奉仕活動、時には高齢者の方々を慰問する、あるいは奉仕する、そういった実体験を踏まえまして今の思いやりの心を育つてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○**勝木健司君** そこで、教員の免許制度と先ほどお伺いいたしました幼児、児童、生徒の人格形成とのかかわりと申しましようか、どのような影響があるのかをお伺いしたいというふうに思うわけでございます。

○**政府委員(倉地克次君)** 先生のお尋ねの点でございますけれども、最近の学校教育の実情でござりますとか世の中の進展でございますとか、そういう点をいろいろ考慮いたしますと、やはり養成段階でもそれに対応した教育を行っていく必要があるのでないかというふうに私ども考えている次第でございます。

それで、今回の免許法の改正におきましては、免許基準の引き上げということを行つておりますけれども、その内容は、教育の方法、技術、これは情報機器、教材の活用なども入つておるわけですがござりますけれども、そういう科目でございまとか、特別活動に関する科目でございますとか、それから教育相談も含めました生徒指導に関する科目などといふものを必修科目とするように措置したいというふうに考へておる次第でございます。こうしたことによりまして、社会の変化や児童生徒の状況に応じた実践的指導力の基礎が修得できるよう十分留意してまいりたい、そのよう考へておる次第でございます。

○勝木健司君 それで私は、子供を教えるといふことはやっぱり教えようとする者の愛情といふもので、魂というものをその子供に与えることであるといふうに確信をいたしております。やはり教師に教育に対する情熱がなければならぬんじやないかといふうに思うわけであります。それと同時にまた、教育に対する誇りを持たなければ決して情熱はわいてこないんじやないかといふうに思うのであります。それは専門的な学識を有した者がより優位であるとは一概に言えないんじゃないのかといふうに思うのであります。文部省として本法案を導入して、どこまで期待をしておられるのか、お伺いをしたいといふうに思ひます。

○政府委員(倉地克次君) 先生御指摘のように、学識だけがあつて、それを児童生徒にどのように教えるとか、そういうことについて欠けるところがあればなかなか立派な教育が行いがたいというのが実情でござります。先ほどの答弁を繰り返すようなことになるわけでございますけれども、現在の学校の実情などを考えますと、それに対応した養成教育での教育がぜひ必要であるといふうに考えられるわけでござります。

一例を挙げれば、現在の学校の中の厳しい状況につきましては、やはり教育相談も含めまして、生徒指導などどいうものは養成の段階でもその基礎を修得していただく必要があるのでないかということで、一例として申し上げれば、そういうことについても今度の免許法では必修科目に位置づけるなどの措置をして対応したいと、そのように考えておられる次第でござります。

○勝木健司君 それでは具体的な各種免許についてお伺いをしてまいりたいといふうに思ひますが、まず新設されます専修免許状につきましてであります。専修免許持者は他の免許を所持している者に比べてより専門性が高いことを免許状に明記されることになろうかと思われるわけであります。この場合の専門性とは教科についての専門性ということなのであります。お伺い

○政府委員(倉地克次君) 専修免許状の方の基礎資格はひとまず省略さしていただきますが、これと比較してみると、これは教科に関する専門教育科目、または教職に関する専門教育科目のいずれか、または双方について二十四単位余分に修得することになる次第でございます。この二十四単位は大学院レベルの課程において修得するということになつておるわけですが、専門教育科目についてもそなへてはございませんで、教職についてもそういう学識を積んでいただいてよろしいことにはないのでないかと、そういうふうに考えておる次第でございます。

○勝木健司君 心理学やカウンセリングといった領域の専門を学んだ者につきましてはどのように取り扱いがされるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○政府委員(倉地克次君) 心理学、カウンセリングなどでございますと、これは恐らく教職に関する専門教育科目になるのではないかと思うわけでござりますが、こうしたものを二十四単位学習されましても、専修免許状は授与されるということになる次第でございます。

○勝木健司君 大学卒程度で一種免許を保持している者が専修免許へと上申する場合の条件はどのようなものであるのかということになります。その場合、彼らが単位取得をする際の取り扱いはどうなるのでありますか。また、現在の教員養成大学院が主として勉強の場となると理解してよろしいのかどうか、あわせてお伺いしたいというふうに思います。

○政府委員(倉地克次君) 具体的に申し上げますと、一種免許状の所有者につきましては教職経験三年ということで、それから十五単位をお取りいただければ専修免許状は授与されるということになるわけでございます。ただ、これには軽減措置がございまして、三年以上たちますと、三年を超えることになりますと、一年につきまして三単位

ずつ軽減されるわけでございまして、教職経験六年以上の教員につきましては、六単位修得していくだければ専修免許状が授与されるということになる次第でございます。

それで、これの単位の修得方法でございますけれども、これは大学院レベルで修得をしていくだけ必要があるわけでございまして、教員養成大学の大学院のほかにも、高校二級免許状でございますとか、中学の一級免許状を取得できるような一般大学の大学院でもそうしたことは可能であるというふうに考える次第でございます。

それから高校、中学校の専修免許状について申し上げますと、これは教員養成大学以外の一般大

学でも十分こうしたことは対応が可能ではないかというふうに考えている次第でございます。それから幼稚園、小学校の場合でございますと、これは一種免許状、二種免許状につきましても、もともとその養成を目的としたしました学部、学科でないとなかなか基準を満たすことが困難でござりますけれども、そうした大学に設置された大学院では、小中関係の専修免許状を授与されるような単位の修得も可能にはなるのではないかと、そのように考へておる次第でございます。

○勝木健司君 それでは現在教員養成を目的とす

る大学、学部で大学院を持つておるところはどのくらいありますか、お伺いしたいというふうに思います。そこで現職の教員の受け入れ態勢といふものはどのようになつておるのか、あわせてお聞きをしたいというふうに思ひます。

○政府委員(倉地克次君) 国立の教員養成大学、学部でございますが、これは四十九現在あるわけでございます。そのうちに修士課程を有しているものは二十一といふことになつておる次第でございます。

それで受け入れ態勢のこととござりますけれども、これは教員養成大学の大学院のほかに、高校の二級免許状、それから中学の一級免許状を取得できる一般の大学の大学院でも専修免許状取得の単位を修得することが可能になるのではないかと

と、そういうふうに考へておる次第でございまして、そういうことで、高校、中学の専修免許状の取得につきましては、教員養成大学以外でも十分対応ができるのではないかと、そのようになります。

それから幼稚園と小学校の場合は、先ほども申

し上げましたけれども、なかなかその養成を目的とした学部、学科でないと基準を満たすことが困難でございますので、このような大学に設置された大学院で専修免許状に必要な単位を修得いただくことになることは可能ではないかと、そのよ

うに考へておる次第であります。

○勝木健司君 修士課程の修了とともに専修免許を与えられるということになりますと、修士課程における勉強の質というものが大きな問題になつてくるようと思われるわけであります。教科についてあれ、児童心理やまたカウンセリングなどについてであれ、そこで獲得する専門性とはこの実践とのつながりを欠いては成り立たないというふうに思うわけであります。専修免許を取ろうとする者が学ぶこととなります大学院での教育におきまして、理論と実践とのつながりを具体的にどうに保障していくのか、お伺いをしたいと

いうふうに思ひます。

○政府委員(倉地克次君) 今、先生御指摘の点については非常に難しい問題ではないかというふうに考へておる次第でございます。ただ私ども、大

学院レベルの課程におきまして所要の単位をお取

りいただき、専修免許状をお取りいただくように深い学識を備えていたくとも、その後の学校での実践を通じてより立派な実践力がつくのではなかいかといふふうに考へる次第でございます。

またそのほかに、現職の教員の方が大学院レベルの課程に行かれまして、実践を基礎といたしましてさらに深い学識を備えていたくということではないかといふふうに考へておる次第でございます。

それで受け入れ態勢のこととござりますけれども、これは教員養成大学の大学院のほかに、高校の二級免許状、それから中学の一級免許状を取得できる一般の大学の大学院でも専修免許状取得の単位を修得することが可能になるのではないかと

○勝木健司君 それでは、修士課程で教員志望者とかあるいは現職の教員を指導する教官といふのは、やはりみずから教育実践を積んだ者である必要性というのがありはしないかというふうに思ひます。現在幼、小、中、高などの教師として研さんを積んだ上で、大学とかあるいは大学院などで指導に当たつておられます教官といふのがどのくらいおられるか、お伺いをしたくいうふうに思ひます。また、この教官採用に当たつての教員としてのキャリアはどのくらい評価をされておるのか、あわせてお伺いをしたいと

いうふうに思ひます。

○政府委員(倉地克次君) まず最初に、教員養成大学、学部におきまして学校現場の経験を有する専任教員の全体に占める割合でございますけれども、これは昭和六十年度現在では三五%といふことになつておる次第でございます。それで、大学院修士課程における教職専門科目の担当教員につきましては、現在のところ特に学校現場の経験を有することを求めていないというのが現状でございます。

ただ私どもいたしましては、そういう現状でござりますので、大学の養成課程における実践的指導力の基礎を学ぶ者に確実に身につけさせるためには、小中学校での教育経験を有する者を活用することが極めて意義があるのではないかというふうに考へておるわけでございます。今回の改正案においても生徒指導その他の科目を必修としておりますけれども、こうした科目につきましてお聞きをしたいと思います。

○勝木健司君 一種免許状を有する者は一種免許の取得が努力義務とされておるわけであります
が、採用後十五年で一種免許へ上がるこれが義務づけられることにならうかと思われます。二種免許の持者は十五年目の段階で一つの閑門を課せら
れることになるわけであります。この際、三つの免許状すべてにわたつて一定期限を付して、そ
の更新の際に研修を義務づけるなどの方法を導入
できないのかどうか、お伺いをいたしたいといふふうに思ひます。

○政府委員(倉地克次君) 先生のおっしゃるよう
な方法といふことも考へる道はあろうかとも思
うわけでございますけれども、養成審議会ではいろ
いろ御議論された末、現在の三種類の免許状を御
見が必要になつてくるよう思ひます。特に専
修免許所持者につきましては学校の中での指導的

な教師と当然位置づけられることになるであります。そういうから、この点も重視されなければならないと思うのであります。その意味で、教員養成にかかる大学院がかつての高等師範的な狭い内容に偏つてはならないと思うわけであります。教官の採用に当たつては、学者としての業績だけではなく、多様な社会的経験を持つ人々も積極的に登用すべきではないのかといふふうに思ひます。また、この教官採用に当たつての教員としてのキャリアはどのくらい評価をされておるのか、あわせてお伺いをしたいと

いうふうに思ひます。

○政府委員(倉地克次君) 教員養成課程の教官の採用の問題でございますので、私直接所管しておりますが、私ども希望いたしましては、先ほども申し上げましたように、小中学校での教育実践のある方々をできるだけそうした課程における教官として活躍させる場を設けていただけたらば非常にありがたいというふうに思ひます。そこで、小中学校の教育実践の経験のある方とか指導主事の経験のあるような方々につきましては、非常勤講師の委嘱によりましてそうした方々が養成課程で教鞭をとるということも可能にしたいというふうに考へておるところでござります。

○勝木健司君 二種免許状を有する者は一種免許の取得が努力義務とされておるわけであります
が、採用後十五年で一種免許へ上がるこれが義務
づけられることにならうかと思われます。二種免
許の持者は十五年目の段階で一つの閑門を課せ
らされることになるわけであります。この際、三つ
の免許状すべてにわたつて一定期限を付して、そ
の更新の際に研修を義務づけるなどの方法を導入
できないのかどうか、お伺いをいたしたいといふ
ふうに思ひます。

○政府委員(倉地克次君) 先生のおっしゃるよう
な方法といふことも考へる道はあろうかとも思
うわけでございますけれども、養成審議会ではいろ
いろ御議論された末、現在の三種類の免許状を御
見が必要になつてくるよう思ひます。特に専
修免許所持者につきましては学校の中での指導的

現在の免許状は、専修免許状は一種免許状を基

基礎としてさらに特定分野について深化させたという免許状でございますし、二種免許状は一種免許状との比較においてはなお研さんを要する免許状ではございますけれども、先生方の努力によつて一種免許状を取得する道もあるわけでござります。一種免許状は教員の資質として標準的に必要とされる免許状でございますけれども、そうした三種類の免許状があるということは前提でござりますけれども、こうした免許状を持つておられる職務は同じでございますので、それを協力して学校の運営に努めていただければ非常にありがたい、そのように考えている次第でございます。

○勝木健司君 採用後十二年経過後、二種免許取得者は一種免許の取得のための認定講習等を当然受けることにならうかと思われるわけでありますけれども、この認定講習の中身といふものは一体どういふものか、お伺いをしたい。

そしてまた、形式的に単位を取ればよいということ終わるのであるのかどうか。二種免許を持つておられる先生が認定講習にまた受け出る場合に、その現場の穴埋めといふものはどのようにされるのか、また任命権者による受講機会の提供といふものを行わることになるのか、あわせてお伺いをしたいというふうに思っています。

○政府委員(倉地克次君) 認定講習の中身でござりますけれども、これは現在二級免許状所有者に對して行われているような認定講習と余り大差はないのではないかというふうに考えるわけでございます。それから、認定講習等の指定でございますけれども、これは該当者の意見も聞いていろいろの事情を勘案し、授与権者が指定することになりますかと考える次第でございます。

それから、任命権者がそうした機会を提供する義務があるわけでござりますけれども、例えば夏季休業期間中に行われる認定講習に先生がお出かけになる場合には、職務専念義務の免除を行ふとか、それから県主催の認定講習については

ている。腹の中じや、ふざけるな、このやろう、だるためにやっているんだ、本当のことと言いたいところを我慢して、うそばかりついている。こういう感じがしました。本当に御苦労さんだと思います。

私は、先生というものほど尊敬しているものはないんです、子供のときから。世の中で一番怖かったのは先生なんですから。うちの者が何か言うと先生に言いつけるぞと言うと、そつとしたもんです。そのくらい先生は偉かつた。そして私は尊敬している。

で、これはもうちょっと頭の、脳の方少し休めていただきたいんですが、私の小学校は東京品川区立、昔は桂原と言つたんですねけれども、後地小学校というところなんです。この小学校がせんだつて六十周年記念がありまして、卒業生が第一期からずつと集まつてくる。私は第七期なんですが、一期、二期、三期、四期、五期、六期、私を入れて七期、八期、九期ぐらいになるとほとんどいませんね。第二次大戦でほとんどやられているわけですよ、丈夫なやつは。弱かつたやつだけが残つておるわけですね。私はずうずうしいから帰つてしまつたけれども。

で、そのときに担任の先生にこんな話したんですね。その先生はもう八十八歳、その学校の校長先生をやめまして、今はもう悠々自適なんですねけれども、先生には御迷惑をかけましたね。星薬科大学というのがそばにあって、その諸設備の機関室、その機関室に鳥小屋をつくるような金網の入ったガラスの板がある、窓ガラスがある。それをどのぐらいの石ぶつけたら割れるかというのを試してみた。で、小さいのからだんだんに大きくして、一番最後にこんな二抱えもあるやつ、それをドカーンとぶつけたら初めてそこでひびが入つて、やつたと言つた途端に用務員の方に捕まつて学校へ突き出された。で、その話したんです。

そうしましたら、あなたはそんなどころじやないよ、あなたは実はあの星薬科大学のあの一番高い煙突の上に上がつた。下から用務員がおりると

言つたつておりない。それで、学校へ電話がかってきて、私たちは布団を抱えていつたんです、敷布団を。そして下へ敷いて、おり、おりと言つて、何時間かたつたらあなたはおりてきた。終生忘れることのできない生徒だつて言わされました。そのときに、ああ、そんな昔のことを、しかも何百何千という子供を送り出している先生が、それは悪かつたことは悪かつたんでしょうけれども、覚えていてくれたんだな、何かそのとき初めて先生と生徒であつたという、目に見えないきずなで結ばれているような気がしました。で、改めて先生と生徒といふものはいいものだなと思った。その先生にランクをつけるというのは何だかわけわからぬですね、私は。

あの免許といふのは、その人のそのものに対する適性、資格、いろいろありますわね。それで免許といふのは渡されるわけでしょう。例えば自動車の免許にしたつてそうですね。バスを運転するやつもいれば特殊のトラックを運転するやつもある。同じ大型の免許にしても特殊もあれば普通のトラックの免許もある。それから、普通免許の場合でも一種、二種ありますよね。二種といふとタクシーのことですが。

で、幼稚園だ。これ教員免許の方も同じことで幼稚園、小学校、中学校、高校とありますし、もちろん教える生徒が違うわけですからいろいろあるとは思いますけれども、その先生の免許の中には現在でさえ二種類あるわけですね。ほかの免許制度について私詳しくはないんですけども、同じ対象、範囲、目的の免許証をさらにその中に区分する免許といふのはほかにありますか。

○政府委員(倉地克次君) 今、先生御指摘のよう

も種別化された免許状があるわけでござりますが、その担当し得る教育活動には違いがないということでおざいまして、これは教育職員の免許状制度に独特のものであるというふうに考へておられます。ただ、これが設けられましたのは、やはり現職研修というのを非常に重視いたしました。経験年数とそれから単位修得によつて

さらに他の免許状が取得できる、そういうことのためこうした制度を設けているというふうに理解しております次第でござります。

○下村泰君 今もその研修という言葉が出来ましたけれども、この間もお話ししましたけれども、何だかあの一年の研修制度といふのはマンツーマンでやるから心配ないとか、どうのこうの言つていましたね。ところが、この間もお話ししましたよ

うに、これだけの人間が集まる、だれか一人しゃべると妙に頭にくるやつがいるんですよ。そいつのトーンとテレビシーガ合わないんです。周波数。そいつがしゃべると、それに恨みもつらみもないんだけれども、妙に頭にかりかりくるんですよ。そういうやつに教わつたやつは災難でしょう、これは、あの研修制度といふのは、そのときに嫌な顔一つしたら、このやろう、表情が悪いからって変なことを書かれたらどうします。そこまで責任負えないでしよう。もつとも今はそんなこと聞いてるんじやありませんけれどもね。

それで、小学校の先生になるために小学校の教員免許を取得する。それをどこで取つたかは私は問題じゃないと思うんですね、短大であろうと大学だろうと。もしどうしても三種類つくとしたら、短大は小学校の一、二年生、大学は三、四年生、大学院が五年生、六年生を面倒見る。そんなふうにはつきり分かれた別にどうということはないんです。ところが、例えば、これ一番問題になるのは、小学校六年になると上の学校受験でしょう。そうすると、中学から高校、大学まで行けるよう、こうずっとそのままエスカレートしていくかれるような、エレベーターに乗つた、ある

のはエスカレーターといふんですか、乗つていけるような学校を希望するのは、これは親御さんの常ですわな。しかも、私立の学校でそういう学校はたくさんある。そうすると、そのくらいの学生になつたときに、一組が短大の先生で、二組が大学の先生で、三組が大学院の先生。親御さんどう思います。

私が今度のこの制度で一番心配するのは、先生同士の問題ぢやないんだ、私は。どちらかと言えば子供を預かつてもらつて教育してもらつている親側の方の心配するんです、私は。親といふのは物すごく敏感なんです、そういうことに。この親御さんたちがどういう感じを持つのか。悪くすれば学歴による差別が助長されるということになります。それどういうふうに考へておりますか。

私は今度のこの制度で一番心配するのは、

ほどからいろいろ御質問いただいたところでございますけれども、三種類の免許状を設けましたのは、特に専修免許状を設けたことにつきましては、これはやはり大学院の修士レベルでいろいろ研さんを積まれた方につきまして教育界に招致したいという、幅広い範囲から的人材を教育界に誘致したいということが一つあるわけでござります。

○政府委員(倉地克次君) 学歴差別の問題は、先ほどからいろいろ御質問いただいたところでございますけれども、三種類の免許状を設けましたのは、特に専修免許状を設けたことにつきましては、これはやはり大学院の修士レベルでいろいろ研さんを積まれた方につきまして教育界に招致したいという、幅広い範囲からの人材を教育界に誘致したいということが一つあるわけでござります。

そうしたことでござりますけれども、その三種類の免許状の間には特段担当し得る教育活動に差異があるわけではございませんし、また、その免許状相互については、免許状を取つたことによつて固定されるというわけでもまいりませんで、順次単位修得により、他の免許状を取ることも可能であるわけでござりますので、私どもいたしましては、それによつて学歴による差別が生ずるということにはならないといふうに考へておられる次

第一でございます。

○下村泰君　局長のお答えになつてることを活字にすれば理路整然、どこも間違つてない。聞いている方はおもしろくも何ともない。というのは何だと言つたら、語感がないんですよ、語感というふうに。

だから、今も申し上げたでしよう。

先生に対する差別を今度は親が持つ、親が、PTAが、悪く言えばばあどもが、口さがないんだ、この連

中は。そして、子供を通わしておる親側の方が先

生を差別する結果が出てくるんですよ。だから、

教育ママと言われる、まあ教育ママと言えば体裁

がいいかもしけれぬけれども、こういう人たちが先

生を選別するんだ。そうすると、物すごい先生に

はプレッシャーかかる。そうすると、この制度

といふのは一体だれにメリットがあるんですか。

○政府委員(倉地克次君)　たび重なる御指摘でござりますけれども、制度の趣旨は先ほど申し上げたことに尽きるわけでございまして、こうした観点から今回の三種類の免許状をつくつておるわけござります。それによって学校の現場で特段差別が生ずるということにはならないんじゃないかというふうに私どもは考へておるわけでございます。

○下村泰君　学校における差別言つているんじやないんだ。私は、学校に通つておる子供さんたちの親のことを言つておるんですよ。そこまで手回り切らない人に幾ら聞いてもこれはむだだ。

今度はちょっと視点を変えましょ。ここにまた、先生というものに対するいろいろな批判もある——これもやめた。

問題を私は申し上げておりますけれども、内村鑑三さんという、鑑三先生がいらっしゃる。この方にはもうよく御存じだらうと思います。で、この内

村鑑三先生が流竄録というのを書いていらっしゃる。

それでアメリカに渡つた。「最初に訪れたところがペンシルバニア州エルワインにある州立精神遲滞児施設であった。」これは要するに今で言う精神薄弱ですね。このとき、鑑三先生は二十四歳だった。この先生は何といいますか、流竄録といふものに書いてあるんですけれども、何しろその目的は大きかつたんですけれども、予算の方はなつかつたらしくて、あんまり。それに「慈善事業を目的とする余の叢中僅に四週間の糧を余すのみ、……其目的の高尚勇壮なる、其思慮の浅薄なる、余は家郷三千里を去て後に始めて余の無謀に驚きたりき」、もうお金がないんです、これ。それで友人のうちに泊めてもらつて、朝起きたら目の前に立派な建物があるというんですね。その建物に行つたら、その建物が今申し上げました施設であります。

そこの方にお話をいろいろしているうちに、櫻が寂しいことを告げた。この院長さんが、「いくてがないならば、この施設の看護人にならないうかと勧め、鑑三は「是れ余の最も欲する所、下賤の業を探るに於ては余の予め期せし所なり、閣下にして余を使役せられるるの意あらば余の幸福に勝るなし」、これによつて御注意しておきましたけれども、「下賤の業」つまりこのころの言葉

というのには、今の差別用語なんといふところからかけ離れた言葉を使われておりますので、その点ちょっと入れておいてください。この施設の看

護人になつた鑑三は二二名のちえおくれの子どもを預かり、衣食宿浴——寝たり、おふろに入つたりですね、「世話をするとともに、ドイツ婦人の助手として、四個以上の勘定ができる『最下級の』ちえおくれの子ども四〇人の学習指導にあたることになる。その体験はさきの「流竄録」に詳細に、かつてきいきと述べられているが、そ

の当時、ちえおくれの子どもが社会的にどのよう

にみられ、処遇されていたかを知るために、この名著は不可欠のものといえる。すなわち、この施設の目的として掲げられていたのは、つきの三条である。」

これはあんまりはつきり読むと、それこそすごいんですよ、何というか、差別用語といいますか、一が、「是等神経機能発育の妨阻せられし者を取り、特殊の方法を以て此妨阻を排除し、規則的发育を促がすにあり」、二つ目が「是等人類中の廃棄物」と言うんですよ。こういう子供たちのこと

をこういう表現をしているんですね、このころは。このあと読むのはやめましょう。「そのとき、この施設はちえおくれの子どもが約七〇〇人、それを世話する看護人が約七〇人、その他の雇用人が約三〇人の大世帯であった。そのありさまを鑑三はつぎのように描写している。「七百の無事の白痴」という言葉を使つてます。「白痴と一百の慈善家が一家団欒の和睦の内に共に一生を送りつつあるの景況を想ひ見よ、之を天国と称せずして何とか言はん、米國威力の淵源は是等慈善院にあり」、こいうふうに言つてゐる。そして「鑑三は白痴教育は余に教育の原理を伝へたり」、こういうふうにこの中で言ひ残しておけですね。これ全部読むと大変ですかね。それでこの子供たちにジャップと言われたり、「朝夕は等下劣の米国人の糞尿の世話を怠りせられ、こういうふうに書いてあります。そして、この子たちにジャップと呼ばれた。「余は自身も白痴にあらざる乎」と疑つた。御自分のことをですね。

日本がたつにつれて「彼等に優りて愛すべきものは余は未だ他に知らざる」ようにも思うようになります。そして、この子たちにジャップは、ふたりの東大総長の教育の原理に通じてゐたのである。

○国務大臣(中島源太郎君)　いつもながら、下村先生の今お読みいたいたいた中で、教育の原点、これがどういうふうに描いていらつしやるかお答えをいただきたい、終わりにしたいと思います。

私がたつにつれて「彼等に優りて愛すべきものは余は未だ他に知らざる」ようにも思うようになります。そして、ついに鑑三は「教育の原理」を会得するにいたる。それは、教育の精神は「眞実と耐忍と勉励とを以て、体中に秘藏せられ居る心靈を開発するにあり」という一文によつて、よくいわゆられてゐる。教育の目的は学生に衣食の道を授けることではない。進歩の度合は学生各自の特性によつて異なるのであるか

ら、知的優秀者のみを優位にたて、劣者を抑圧して失望させるような優勝劣敗主義で学生を導く教育者は、教育の大任の何であるかも知らない人である。黒と青の弁別がまだできない生徒に、それをわからせる教育は、優秀児に抛物形と双曲線形の区別をわからせる教育よりも、ときには優れている——と。

また「教育の秘訣」は「至誠」にあるのであって、学則とか権威によるのではないことを知る。にもかかわらず、今日の教育は法令が多く、機械的で、模式的になりすぎていると嘆息する。そして、わが国の「未来の文部省は宣しく白痴院を設立し、之に堪ふを以て教員の一大資格となすべし」、教育事業の革新此時を以て始まる」と、まさに勇断なる提言をなしている。

鑑三のこの信念は帰朝後、講演や著述を通して縷々、披露され、ここに来る教育者につよく影響を与えていたことは言うまでもない。

なかでも、のちに東京大学総長になつた南原繁、矢内原忠雄両氏は秀拔な教育者として、多くの学徒の人格に感化を与えた。まさに「ちえおくれの子ども」に学んだ鑑三の「教育の原理」は、ふたりの東大総長の教育の原理に通じてゐたのである。

私がたつにつれて「彼等に優りて愛すべきものは余は未だ他に知らざる」ようにも思うようになります。そして、ついに鑑三は「教育の原理」を会得するにいたる。それは、教育の精神は「眞実と耐忍と勉励とを以て、体中に秘藏せられ居る心靈を開発するにあり」という一文によつて、教育その教育者のあり方、これを語つておるよもその中にやはり障害者の方々に対する接し方、それがまた障害者の方々に対する接し方だけでは

なくて、今おっしゃつておりますところから酌み取れますのは、教育全般の原点を知るに非常に貴重な御体験だと思うわけであります。

これから、ただいま免許法の改正を御提案をしておるわけでありますけれども、主にその仕組み、それから御提案をしております精神を御説明することに精力を割き過ぎていろいろな気がいたしますが、今おっしゃつたような精神を酌み取りながら、この今御提案をしております免許法の改正の中にもう少しおっしゃる心を酌み入れながら御理解をいただく必要があるなというふうな気を率直に今感じながら伺つておりました。

○下村泰君 この次はひとつ障害児教育のことについてまたお伺いしたいと思います。

○委員長(杉山令馨君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(杉山令馨君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

教育職員免許法等の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(杉山令馨君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(杉山令馨君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十四分散会

第六号中正誤

ペジ 段 行 誤 正

二〇 一二一 それされ も それさえも

第八号中正誤

ペジ 段 行 誤 正

九 一 未 臨政審

正